

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針

1 多賀城市の歴史的風致を取り巻く課題

(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用に関する課題

特別史跡多賀城跡附寺跡は、大正11年に史跡指定され、昭和41年には特別史跡に昇格し、早くから保存管理や環境整備が進められてきた。しかし、40年以上の歳月を経て、風雨により整備箇所の傷みが生じているとともに、江戸時代以来史跡の保護顕彰に尽力してきた地元住民の高齢化や担い手不足により、史跡の維持や管理に支障をきたしている。

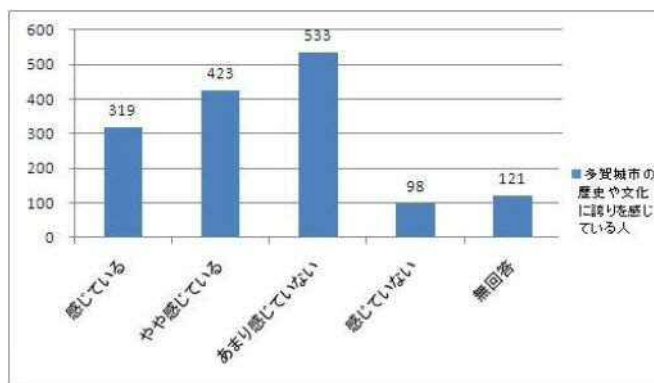
また、多賀城跡が平城宮跡や大宰府跡と並ぶ特別史跡であり、市名の由来になっているにもかかわらず、多賀城跡などに関する興味や関心が少ないため、歴史や文化に対する誇りを感じていない人の割合が多い。

一方、現在整備が進んでいる多賀城駅や史跡直近の国府多賀城駅から誘導するための案内標識等の不足や観光ルートとしての曖昧さが目立つ。

多賀城跡の施設に関しては、史跡としての本質的な構成要素が埋蔵文化財であり、史跡整備も平面表示が中心であることから、視覚的に理解されにくく、またその歴史的背景も詳細には表示されていない。結果として、観光資源としてのシンボル性に乏しく、周辺の仙台、松島といった主要な観光地と比べて、訪れる人が少ない。



観光客入込数（平成21年度観光統計概要より）



歴史や文化に誇りを感じている人の割合
（平成21年度まちづくりアンケートより）

(2) 歴史的建造物に関する課題

本市には、特別史跡のみならず、歴史的建造物が数多く分布している。そのうち歴史的風致を形成している指定文化財については、長年に渡り保護に努めてはいるものの、歴史的な価値や認識が容易には分からない状態となっている。例えば歌枕の地などでは、水環境の悪化が進み、歴史的な建造物そのものの価値が損なわれるうえに、東日本大震災により被災を受けたことから一層損傷が進んでいる。

また、未指定の建造物に関しては、調査が実施されていないものがほとんどであり、歴史的価値が見出されていないことから、老朽化により除却されることが懸念されている。特に、農村集落には、歴史的風致を構成している個人所有の板倉、石倉、土蔵が遺されているが、中でも市川・南宮地区の板倉については、時間の経過とともに米などの穀類保存としての本来の用途が失われ、老朽化と併せ消失の恐れがある。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、多くの板倉等が所有者の自宅とともに損傷したため、滅失に一層拍車をかける状態となっている。

貞山運河においては、波の浸食により石積護岸の崩落が見られ、保存状態が良くないところが見受けられていたが、この大震災により崩落が一層拡大し、かつ地盤沈下が発生したことにより、石積護岸が失われる恐れがある。

これらの歴史的建造物については、文化財の価値を伝える説明板や案内標識がほとんどないため、歴史的に認知されていないことから、市民や観光客の関心度も低い。



老朽化している板倉



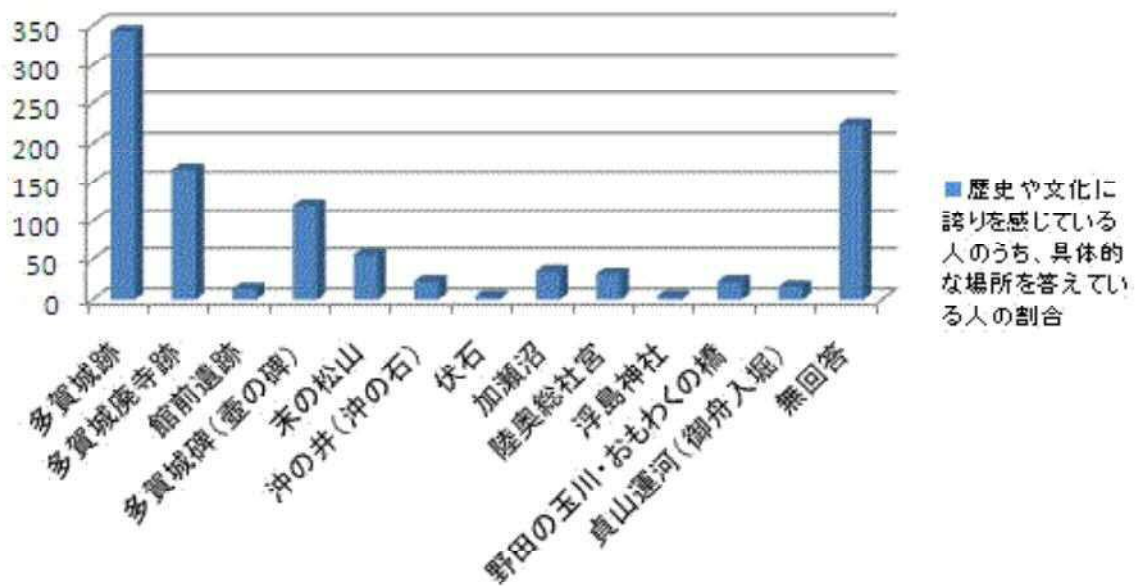
震災被害により崩落が見られる板倉



崩落が見られる貞山運河（震災前）



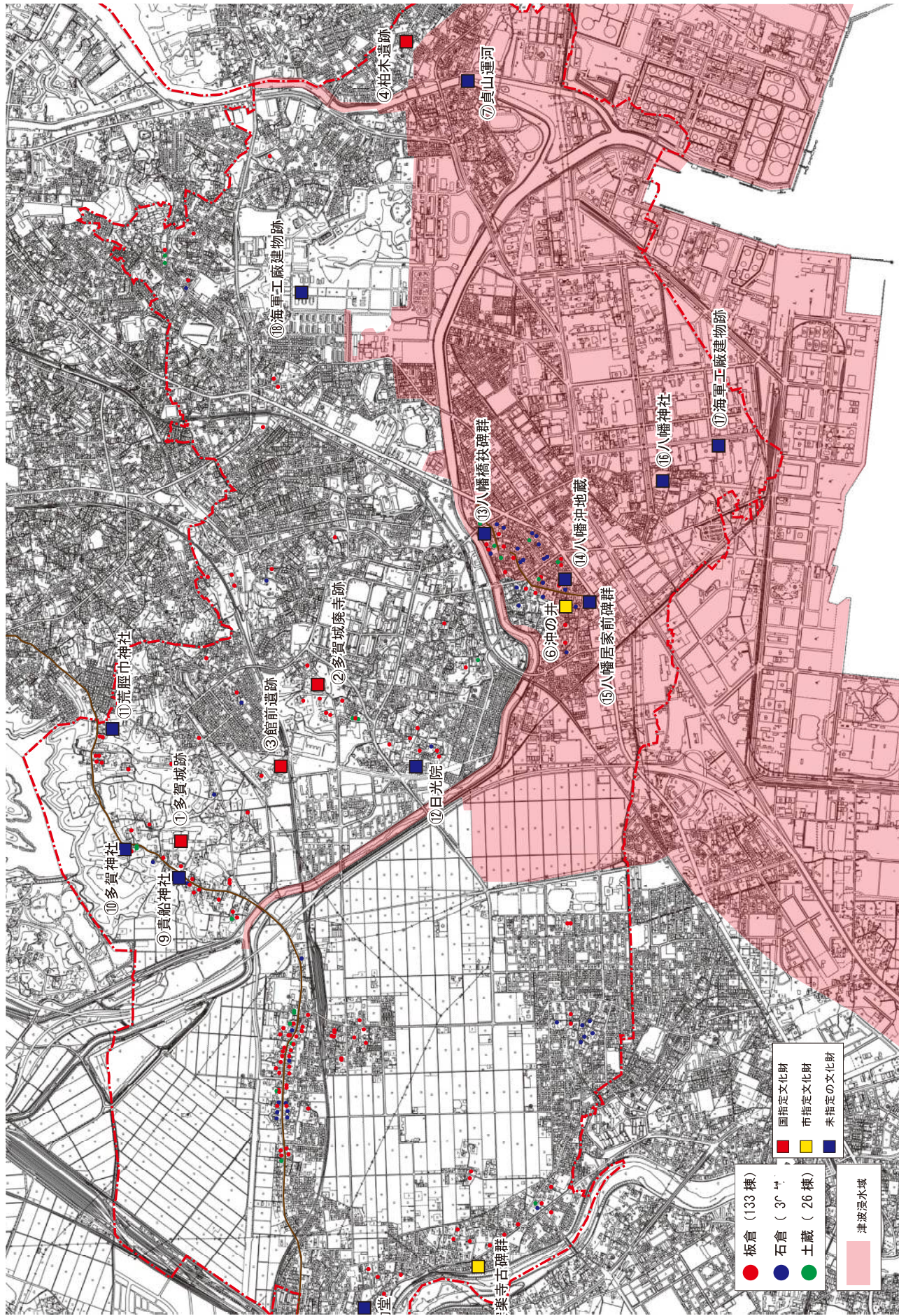
石積の一部が滅失した貞山運河（震災後）



歴史や文化に誇りを感じている場所の割合（平成21年度まちづくりアンケートより）

東日本大震災における被災状況一覧

番号	種別	名称	被害状況
①	特別史跡	多賀城跡	・東門トイレ、南門トイレの浄化槽破損 ・作貫地区の四阿において、石畳や柱基礎などが破損 ・作貫地区の覆屋の柱根元が破損 ・南門トイレ南側石垣に亀裂 ・南門トイレ屋根瓦破損 ・崖の岩が2箇所で崩落 ・園路にひび割れが生じ、陥没
②	特別史跡	多賀城廃寺跡	・塔基壇の石積階段でずれ ・中門の石積階段で陥没 ・管理棟北側側溝でずれ
③	特別史跡	館前遺跡	・法面地割れ、地滑り
④	特別史跡	柏木遺跡	・園路内で亀裂 ・擁壁が陥没し、側溝が破損
⑤	市指定文化財	南安楽寺古碑群	・碑が3基倒伏(うち、1基は破損)
⑥	市指定文化財	沖の井(沖の石)	・浸水被害で、がれき等流入
⑦	埋蔵文化財包蔵地	貞山運河	・護岸が破損 ・護岸が陥没・沈下し、大潮時に冠水
⑧		歎満不動堂	・6基中4基が倒伏
⑨		貴船神社	・庚申塔が倒伏
⑩		多賀神社	・燈籠が破損 ・建物は傾斜
⑪		荒脛巾神社	・境内の燈籠が破損
⑫		日光院	・堂内の石碑が倒伏
⑬		八幡橋袂碑群	・浸水被害で、一部傾斜、倒伏のおそれ
⑭		八幡沖地藏	・覆屋が損傷し、傾斜
⑮		八幡居家前碑群	・浸水被害で、碑が倒伏
⑯		八幡神社	・浸水被害で、建物等被災 ・石碑等の多数が倒伏
⑰		海軍工廠建物(機銃発射場跡)	・地域一帯が甚大な浸水被害
⑱		海軍工廠建物(火工部発射場跡)	・地震被害で、立ち入り禁止
		板倉・石蔵・土蔵	・屋根瓦や壁の崩落、解体が相次ぐ



津波浸水域と被災した歴史的建造物の分布

(3) 歴史的な景観に関する課題

本市は仙台市に隣接していることからベッドタウン化が進み、歌枕周辺まで影響が及んでいる。これらの住宅については、都市計画上の制限や景観形成に関する規制がないことから、歌枕の地としての風情を損ねる状況が見受けられる。

また、特別史跡周辺では、整備された史跡と江戸時代以来の農村が調和した風景が残っているが、多賀城南門跡から政庁跡を見ると電柱や電線類が眺望を阻害している。同様に、近くには高層の建築物もあり、特別史跡の景観保全の阻害要因となっている。

さらに、塩竈街道では街道を意識した整備がなされず、歴史を伝える案内標識等も設置されていないことなども、歴史的な道であることが認識しづらい環境形成の一因となっている。また、東日本大震災により塀などの住宅外構が崩落したが、規制・誘導が促せない現在は、歴史を感じられない復旧となってしまうことが懸念される。



都市景観に関する満足度調査

(平成21年度まちづくりアンケートより)



塩竈街道と周辺の住宅（震災前）



塩竈街道と周辺の住宅（震災後）



沖の井（震災前）



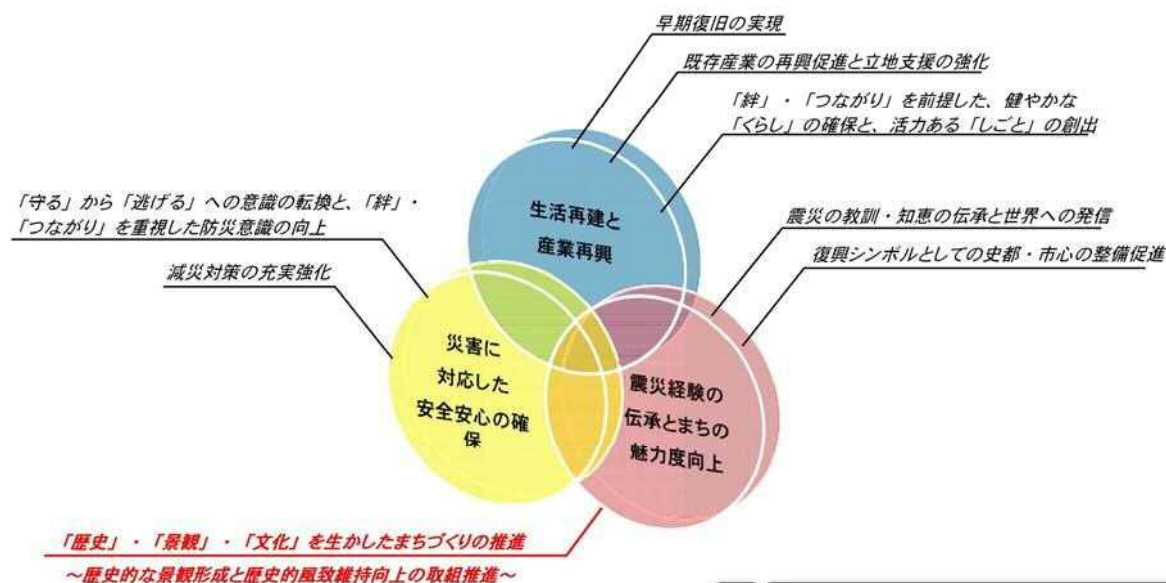
沖の井（震災後）

2 多賀城市における関連計画の方針

(1) 多賀城市震災復興構想

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって市内で最大4mの大津波が本市を襲い、市域の約3分の1が壊滅的な被害を受けた。未曾有の大震災により被災した本市が、災害を克服し、新たな未来を育んでいくために、行政だけでなく市民、町内会、NPO、企業などの多様な主体が、ともにつながり、支え合い、復興へと向かって一步一步踏み出していくことが重要である。

そこで、本市では、8月に策定した多賀城市震災復興構想において、復興に向けた3つの復興将来像を設定し、復興に向けた取り組みの実現を目指すこととしてお



り、12月には、この構想を踏まえた上で多賀城市震災復興計画を策定する。

多賀城市震災復興計画では、3つの復興将来像のもと、8つの復興施策と19の復興基本事業を掲げている。

そのうち、施策『「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進』では、多賀城らしさをより生かすために、本市特有の歴史的風致を伝え、歴史的風致維持向上計画に基づいた各種のハード及びソフト事業を「復興基本事業」として位置づけ、復興の推進に努めることとしている。

⑦ 「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進

ねらい 市民、企業などが「希望」を持って、多賀城らしさ「歴史」・「景観」・「文化」を生かすまちを目指します。

【取組の主な方向性】

- 歴史的な景観形成、景観維持向上の取組推進
- 文化センターを中心として育んできた文化を生かしたまちづくりの推進

【歴史・景観・文化を生かしたまちづくりイメージ】

歴史・景観を生かしたまちづくり

歴史的な景観

南門復元

歴史的風致

沖の井周辺の環境整備イメージ

【目】 景 【目】 業

文化を生かしたまちづくり

多様な主体が復興に向かう

市民・NPO・企業・行政

■良好な景観形成を図るために

- ・良好な市街地が形成されるよう適切な措置を講じる
- ・本市特有の歴史的風致を伝える
- ・歴史的風致に配慮した景観形成を図る

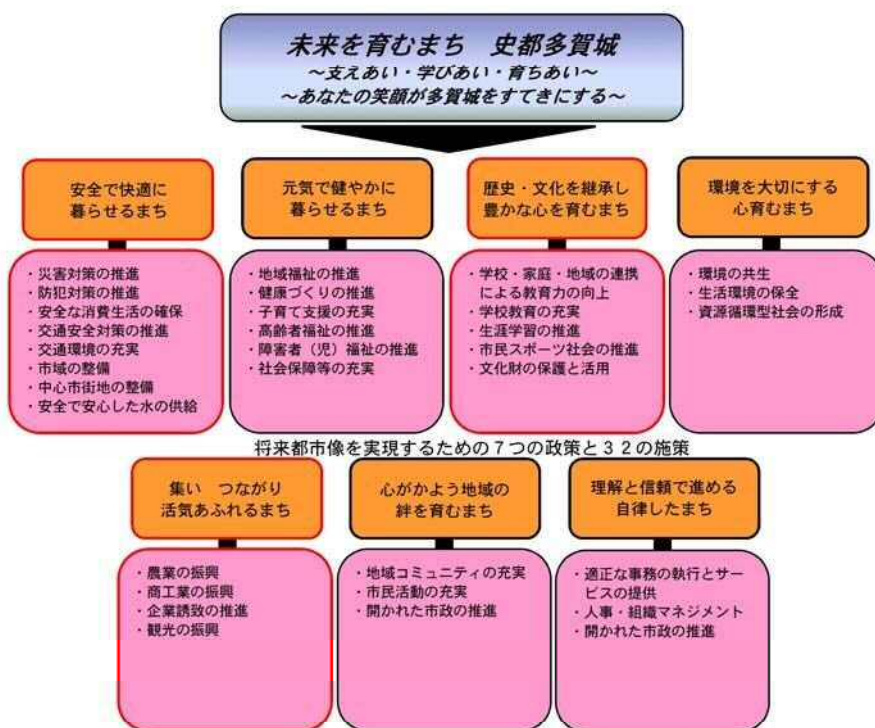
(2) 多賀城市第5次総合計画（平成23～平成32年度）

平成23年度よりスタートした第5次総合計画の将来像では、『未来を育むまち 史都多賀城～支えあい・学びあい・育ちあい～～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～』を掲げている。少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、誰もが地域で、お互いに支えあい、学びあい、力を合わせて成長しあい、誰もが主役となって未来に向かってまちづくりを進めていく『まち』となることを目指すこととし、7つの政策とそれに連なる32の施策により目標の実現を行うこととしている。

このうち、政策目標「安全で快適に暮らせるまち」では、歴史的風致の維持及び向上を課題と施策に掲げ、歴史的風致の維持向上に繋がる都市の整備を実施することによって、快適な街並みが形成されるとしている。

また、「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」では、本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、市民が本市の歴史と文化に誇りを持てるよう努めることとしている。

さらに、「集い・つながり活気あふれるまち」では、市内外への情報発信や市民主体のイベントの活性化により観光を振興することで活気あふれるまちを目指すこととしている。

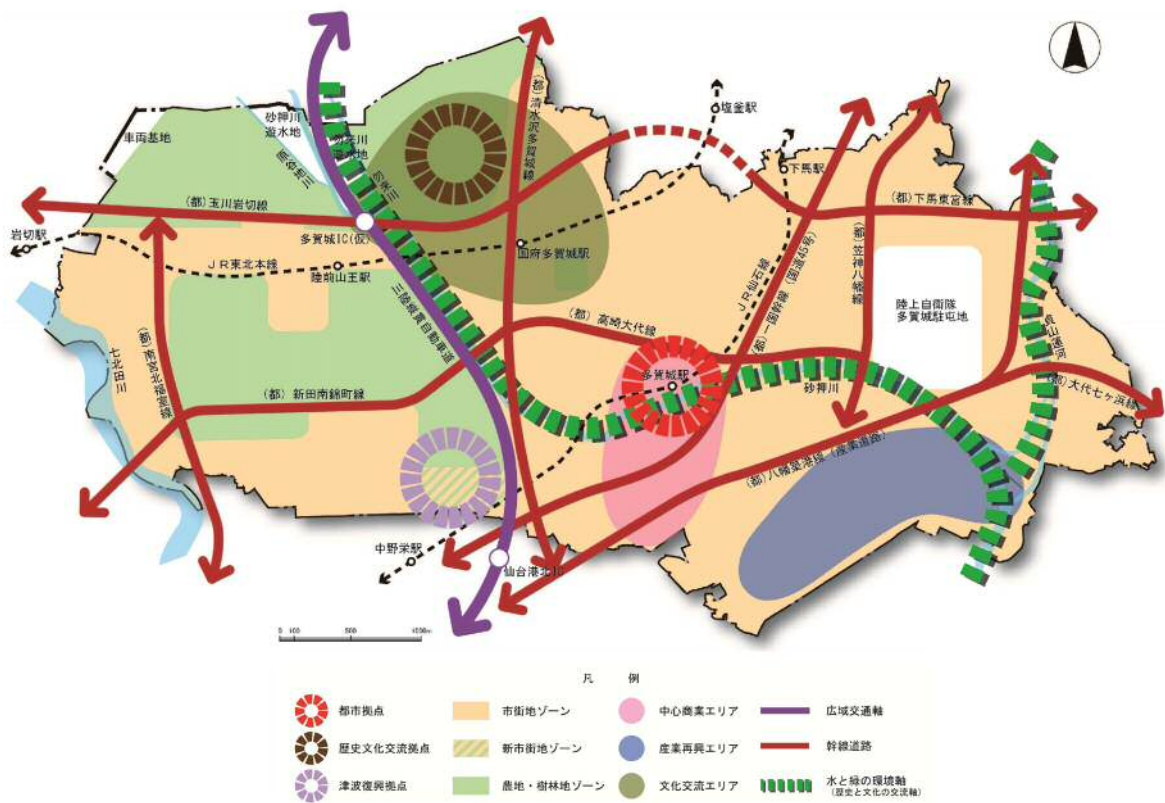


総合計画の体系図

(3) 多賀城市都市計画マスタープラン（平成25年度策定）

多賀城市都市計画マスタープランにおいては、「安全、便利、活力、美しさのある都市づくり～この街に住む誇りと喜びを創る～」を都市づくりの理念に掲げ、災害に強い都市構造を構築し、その上で、生活、経済、環境のバランスの取れた都市づくりを推進し、質の高い都市生活と活発な都市活動が営まれる都市の形成を目指し、さらに、歴史、文化、自然など本市固有の資源の保全と、これらの魅力を高め、本市ならではの美しさを市内外に発信することとしている。

将来都市構造では、特別史跡多賀城跡周辺を歴史文化交流拠点として位置づけ、文化財の保全や歴史的遺構の復元、文化財と一体となった周辺の自然環境の保全と活用を図ることで、市民の心の拠り所（精神的な市心）として、悠久の歴史と文化が発信され、やすらぎと憩いが提供される拠点の形成を図るとしている。

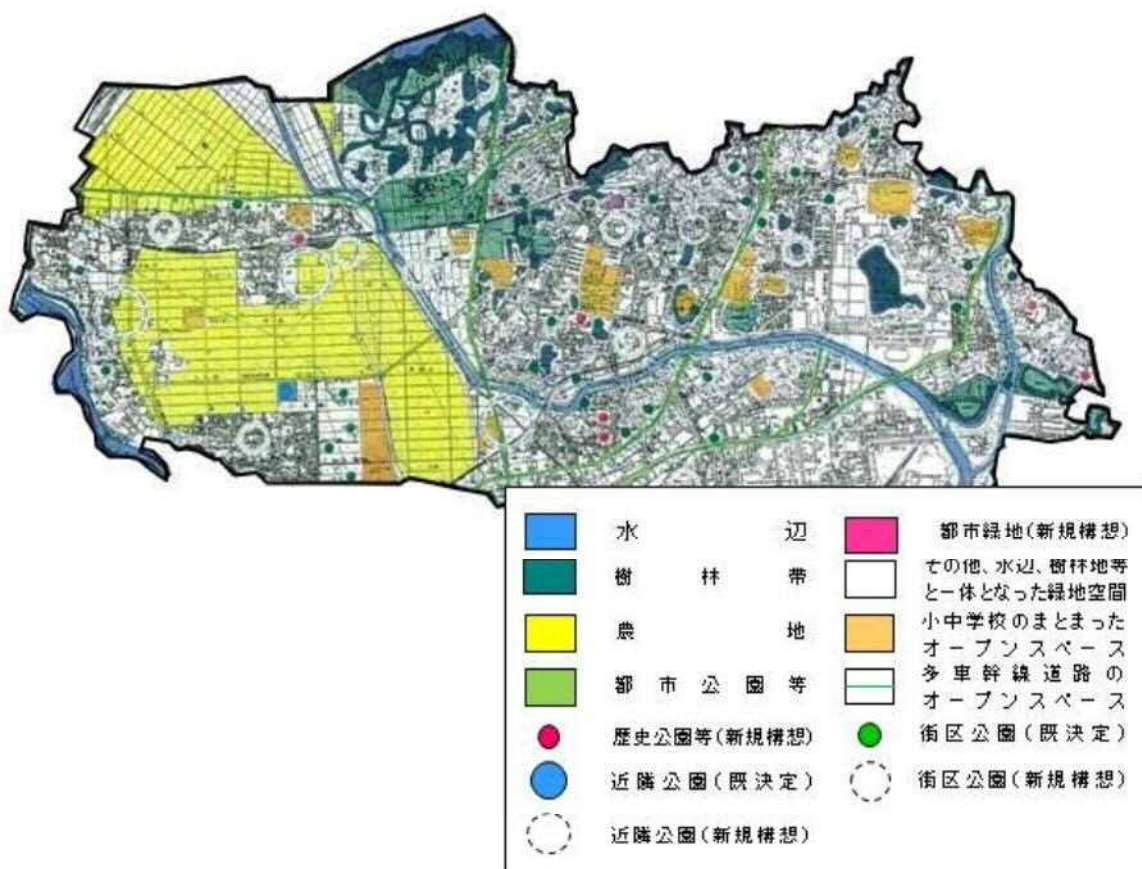


多賀城市都市計画マスタープランの将来都市構造

(4) 多賀城市緑の基本計画（平成9年度策定）

平成9年度に策定した緑の基本計画では、緑の基本方針として「緑を守る」「緑を創る」「緑を支える」という三つの視点に立ち、歴史や文化を彩るための自然環境の形成に努めるものとしている。

この計画では、歴史的風致の舞台でもある多賀城跡一帯の森林について、「多賀城固有の財産である文化財を知り、親しむ場」「いにしへの多賀城の風景づくりを再現する場」「森と歴史を愛する市民と来訪者とが交流する場」として位置づけている。

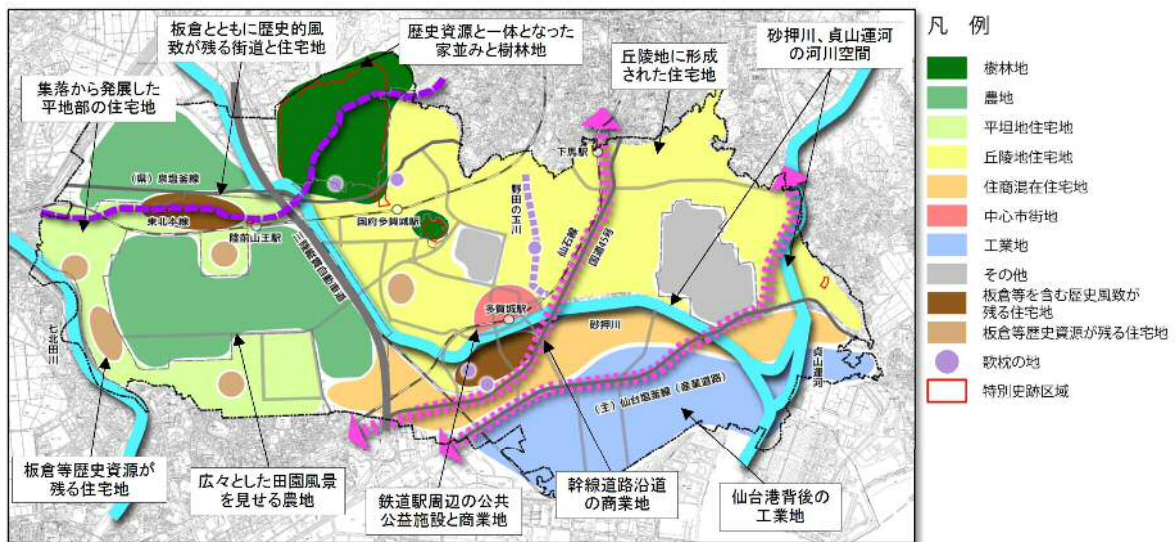


緑の配置方針図

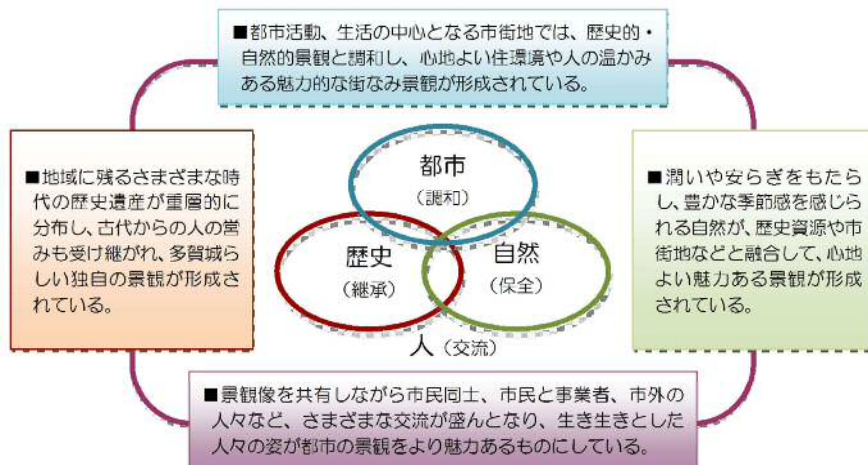
(5) 多賀城市景観計画（平成27年度策定）

景観計画では、「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」を景観形成の基本理念に掲げ、市民誰もが「多賀城らしさ」として共有する歴史や自然の豊かさを後世に引き継ぎ、豊かな景観を守り、育てることを大切にし、住み、働き、学ぶ場として、愛着と落ち着いたやすらぎの持てる地域。この景観を守り、向上させ、市民が互いに多賀城らしい景観を通じて共感を持って美しい景観づくりに取り組むこととしている。

将来の景観像では、景観形成の理念のもと、「歴史的景観」、「自然的景観」及び「都市的景観」を景観テーマに掲げており、このうち、歴史的景観の基本目標では、本市の歴史を代表する特別史跡多賀城跡附寺跡の景観をはじめ、様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目指している。



多賀城市の景観の特徴「多賀城らしさ」



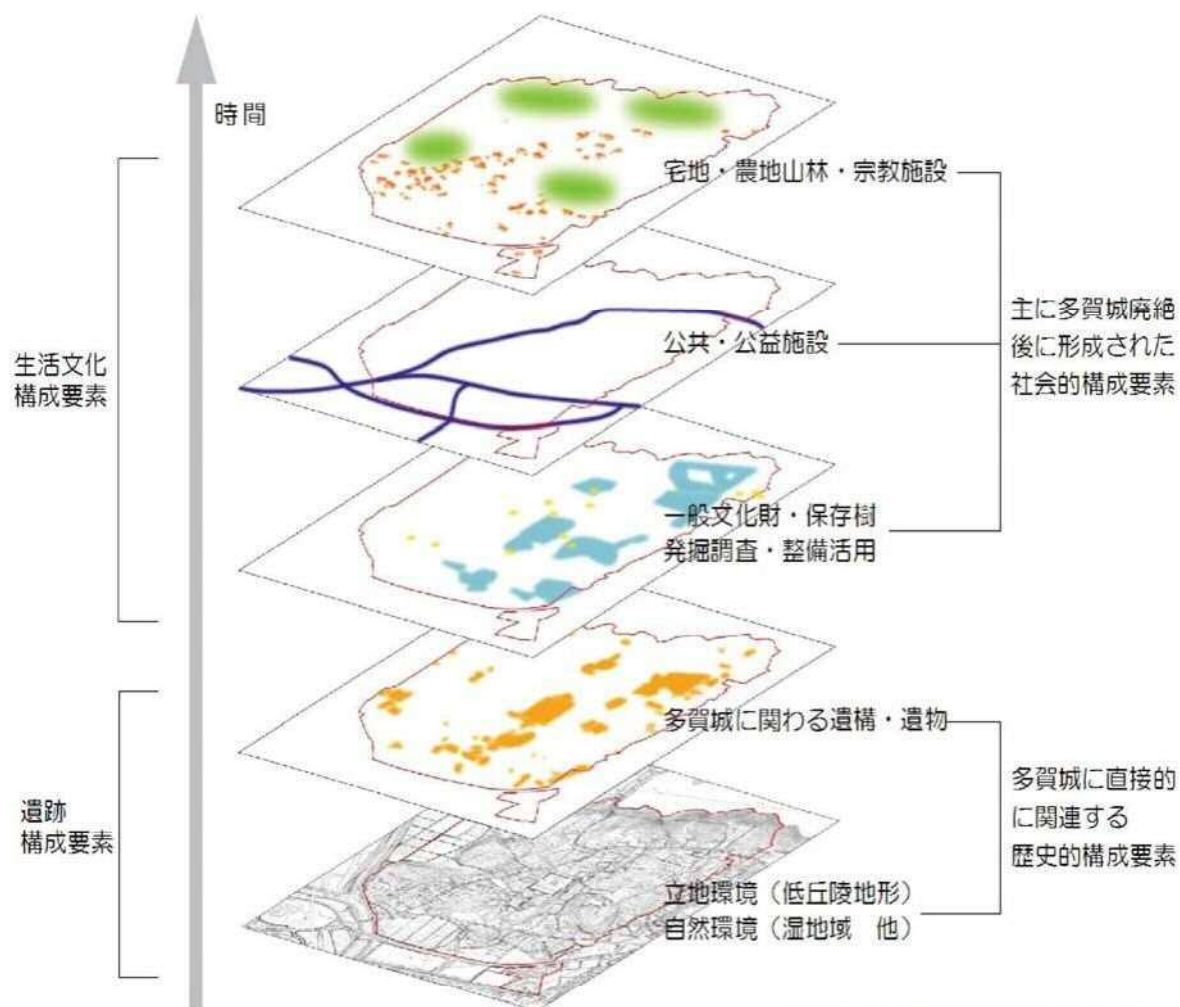
景観特性と将来景観像

(6) 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画（平成23～32年度）

特別史跡は、指定面積が107haにもおよぶことから、仙台都市圏の開発圧力から守られ、史跡と近世以来の塩竈街道や集落、加瀬沼周辺の自然が共存する風景が広がっている。

保存管理計画は、多賀城跡が残る貴重な遺跡とその後に培われてきた集落等の歴史、豊かな自然を広域の社会環境の中に位置づけ、歴史的風土に相応しい環境づくりと活用を図ることを目的としている。

これまで、2次にわたる保存管理計画を策定し、現在、第3次保存管理計画を策定している。この第3次保存管理計画では、第2次保存管理計画を見直し、保存管理の対象を特別史跡としての指定要素である「遺跡」とその後に培われてきた「生活文化」という二つの構成要素に分けて把握し、史跡と地域住民の共存、地域住民と行政との共営により、地域に密着した特別史跡の保護・継承を図ることとしている。



特別史跡構成要素概念模式図

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市全域におよぶ歴史的風致を維持向上し、後世に継承していくために、前項で掲げた課題を解決すべく、以下のとおり基本方針を定める。

(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用

保護顕彰の対象となってきた特別史跡に関しては、文化財保護法や保存管理計画に基づくとともに、東日本大震災復興計画を踏まえ適切に管理・修復等の措置を講じ、史跡の一体的な保存と活用を図る。

また、案内板や史跡説明板などの老朽化した施設の修理・修復をはじめ、新たな設置・整備によって、わかりやすいルートを表示を推進する。

さらに、地域住民のみならず市内外の人々への歴史認識の高揚と震災復興の象徴とすべく、文化財の拠点施設、かつ観光面のシンボルとして多賀城南門の復元を実施する。

(2) 歴史的建造物の保存と活用

文化財の周辺環境については、環境悪化を防ぐための必要な措置を講じ、歴史的建造物としての価値を再生する。

また、未指定の建造物に関しては、調査結果を踏まえた上で、登録有形文化財や歴史的風致形成建造物などの指定を実施し、消失の防止や修理・修復などに対する支援策を講じる。特に、板倉等の貴重な建造物については、東日本大震災により浸水・損傷を受けたことで、所有者による解体・滅失の可能性が高いため、歴史的価値を調査・検証した上で、早急に保存・活用の方針を定める。

貞山運河についても同様に、東日本大震災により損傷を受けたため、早期に歴史的価値を調査・検証したうえで、方針を定め石積護岸の復元に努め、市内外の人々に広く認識されるような取り組みを実施する。

(3) 歴史的なまちなみの再形成

歴史的風致を形成している地区では、東日本大震災の影響により建築物や塀などの住宅外構などが数多く損傷したことにより、歴史的風致の維持向上を図るためにも景観計画の策定を早急に取り組むとともに、適正な規制誘導を行い、風情のあるまちなみの再形成を図る。

また、史跡景観や農村風景との調和を図るため電線電柱類の地中化や沿道の修景整備を実施する。

(4) 保護顕彰の普及啓発

地域の拠点として歴史が育まれてきた多賀城跡や歌枕の保護顕彰活動について、市民への普及啓発の観点から、教育機関や産業部門と連携し、各種の歴史講座や生涯学習講座を官民協働で開催する。

さらに、保護顕彰の対象となってきた歴史的な建造物を繋ぎ、それらを「歴史の道」と定義し、歴史的風致を繋ぐネットワークを構築して、市内外の人々への歴史認識を深められるよう、また歴史的風致を容易に感じられるよう歩いて楽しめる散策路を整備する。

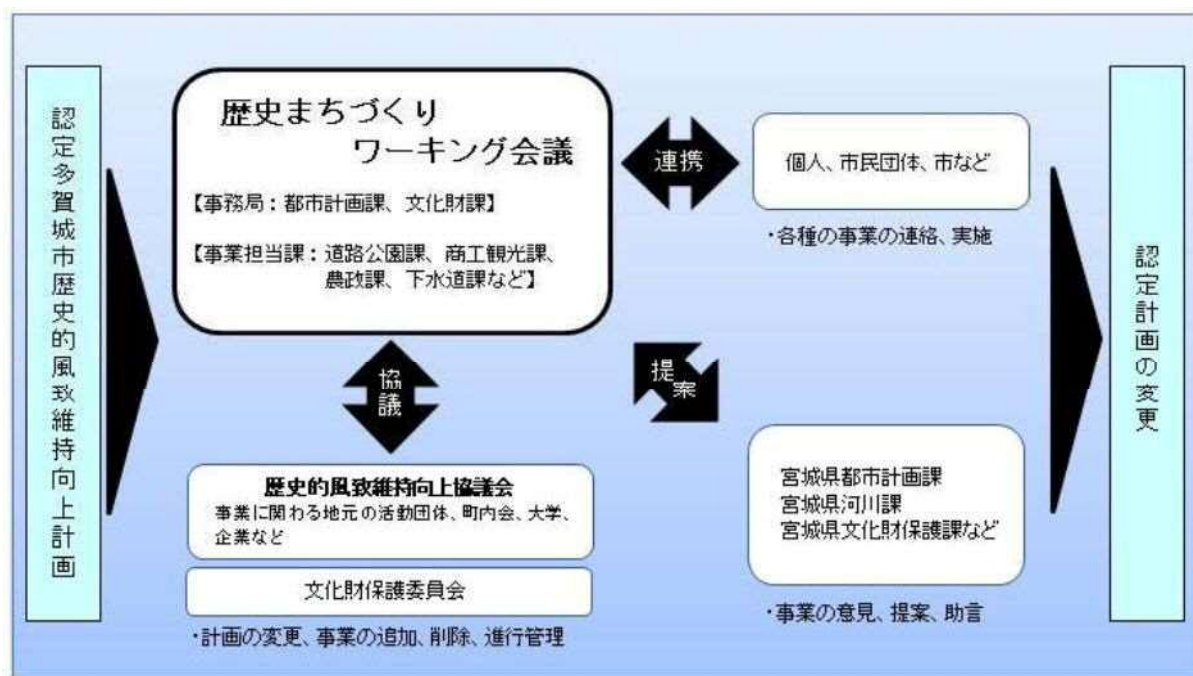
また、東日本大震災の影響で停滞した保護顕彰がこれまで以上に活発に行われるよう、情報の発信を推進する。このうち、震災復興を掲げる復興イベントの開催に際しては、歴史的風致の維持向上と復興との連携強化を図る。

4 歴史的風致の維持及び向上の推進における庁内体制

計画の推進にあたっては、都市計画課と文化財課が事務局となっている歴史まちづくりワーキング会議にて連絡調整を行い、法律第11条に規定される多賀城市歴史的風致維持向上協議会や文化財保護委員会とも協議しながら、計画の変更や事業の追加・削除について実施していくこととする。なお、多賀城市歴史的風致維持向上協議会は毎年恒常的に開催し、その都度事業の進行管理や歴史的風致の維持向上について確認を行うものとする。

歴史的風致を維持向上するための事業を展開するにあたっては、関係機関や個人との連携を図りながら事業の円滑な実施に資することとする。

さらに、計画の重大な変更にあたっては、歴史的風致維持向上協議会において調整・協議を行い、市民の意見を聴取して計画の更新を行うこととする。



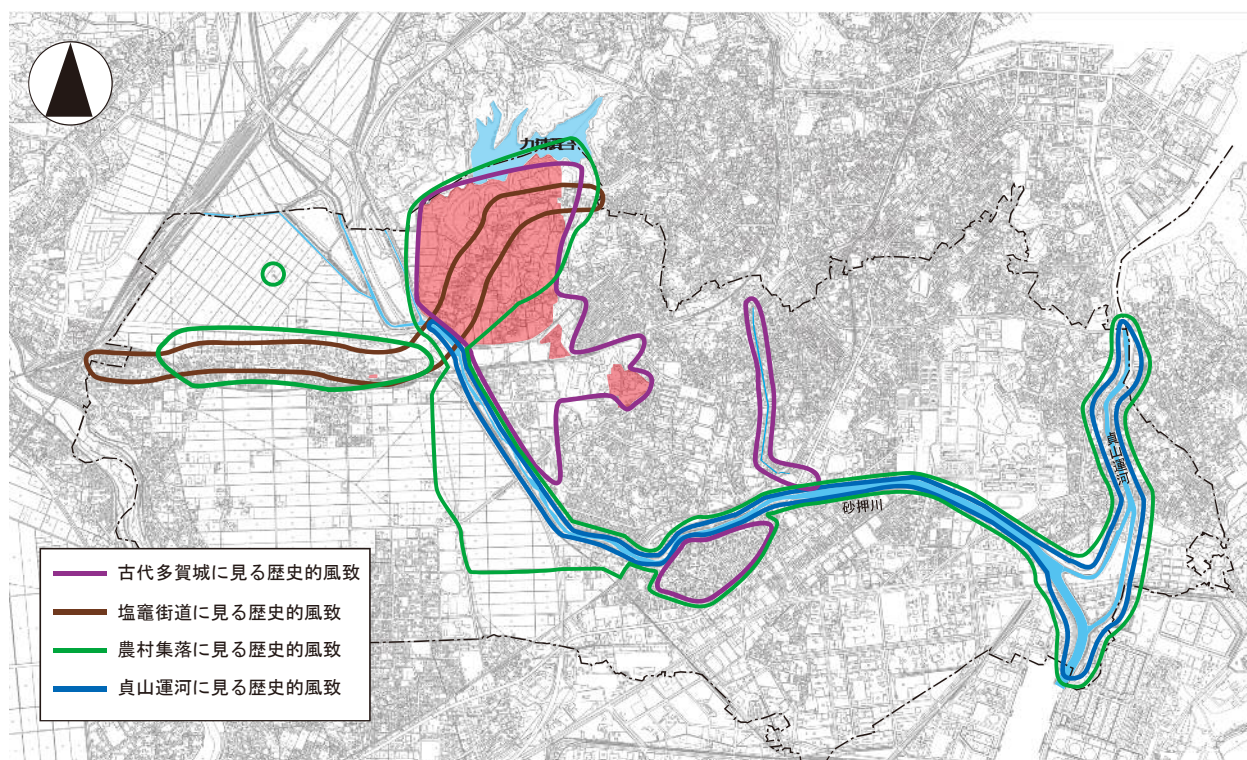
歴史的風致維持向上計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域設定の考え方

重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な地域である。このため、重点区域は、国指定文化財を中心とした地域で、それと深く関わる文化財と伝統的な活動が連綿と続いている地域を基本として設定する。

本市には、特別史跡多賀城跡附寺跡やそれを背景に歌枕の地に代表される歴史的建造物が所在し、地元の集落の人々による江戸時代以来の保護顕彰活動により受け継がれ、そしてそれらの人々による営農活動といった伝統的な営みが今日まで展開されてきている。これらの歴史的風致については、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法による規制などによりこれまでも維持向上を図ってきたが、価値付け不足や老朽化による農村集落内の板倉の解体、多賀城跡などの保護顕彰や営農活動といった伝統的な活動の担い手の高齢化・後継者不足など、歴史的風致が徐々に失われつつあるのが現状である。これらの課題を解決し、今ある歴史的風致を高め、次世代に継承していくために、歴史的風致とそれらを取り巻く周辺環境を一体的に含めた範囲を重点区域として設定し、歴史的風致の維持向上を図る。なお、重点区域は今後、本計画を推進することで、多賀城の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が生じた場合には、随時見直しするものとする。



歴史的風致の分布

2 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の名称及び面積

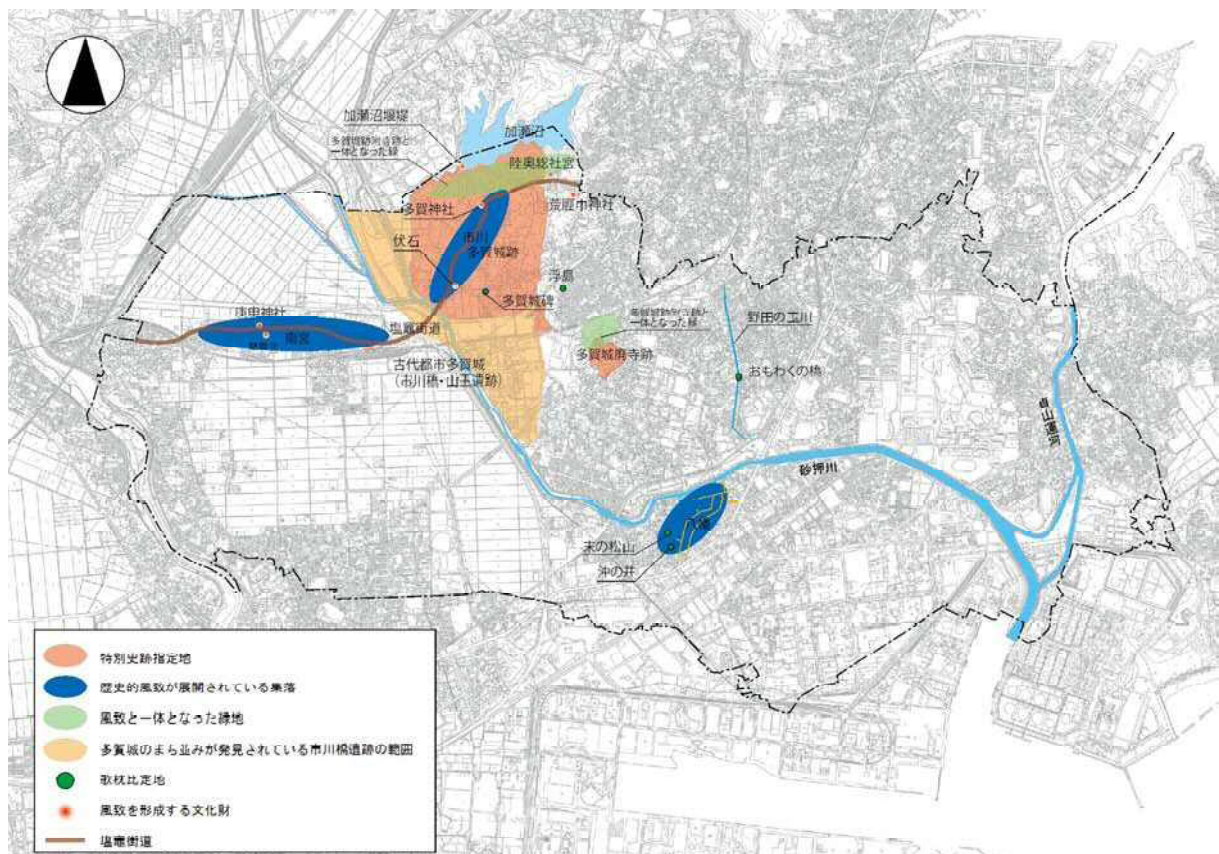
名称：多賀城市歴史的風致維持向上地区

面積：約334ha

(2) 重点区域の位置

多賀城市においては、保護顕彰活動によって伝えられてきた特別史跡多賀城跡附寺跡や歌枕と農村集落の原風景が重層的になっていることにより、歴史的風致が形成されている。

このため、本市における重点区域の位置は、特別史跡多賀城跡附寺跡と多賀城外のまち並みが展開されている山王・市川橋遺跡、古代多賀城や歌枕を保護顕彰し江戸時代以来の地割りが残る市川・八幡の集落、江戸時代以来の農村集落としての佇まいを色濃く残す南宮集落を中心に設定し、さらに、これらの地域の人々の営みに重要な役割を果たしてきた砂押川や貞山運河、塩竈街道を含むものとする。



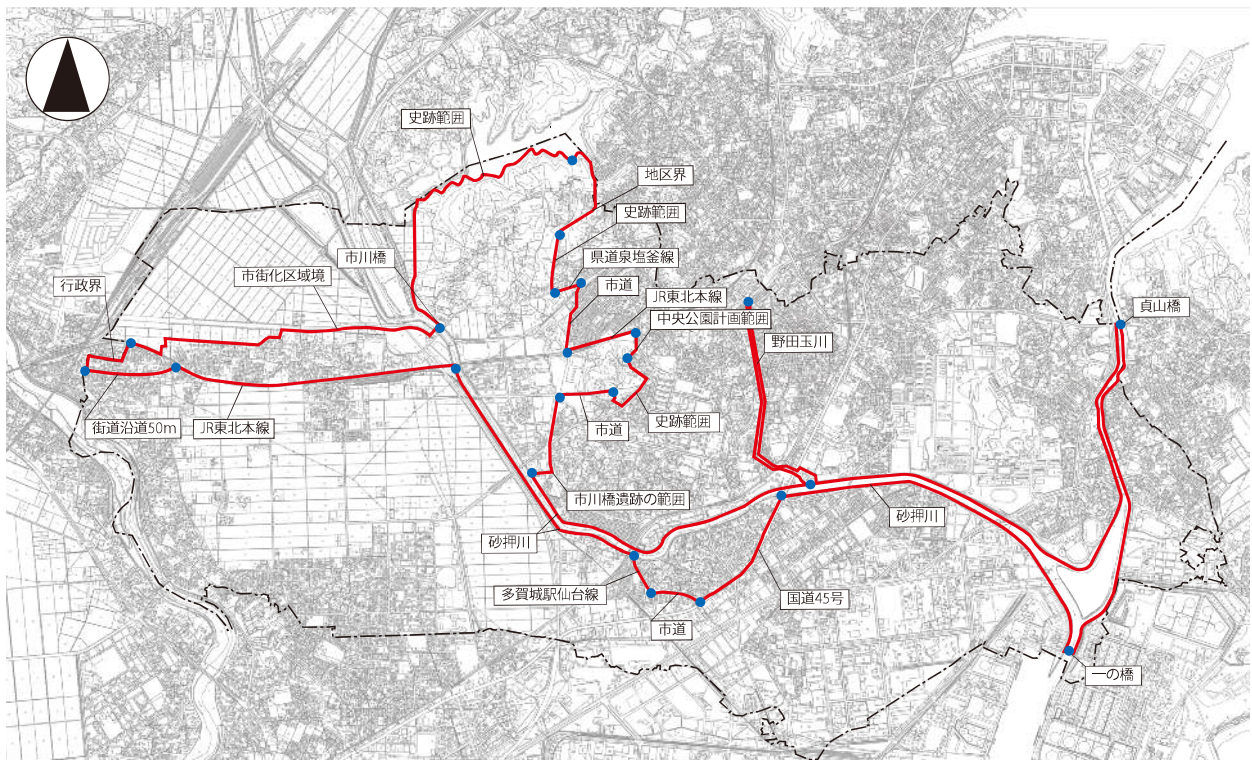
歴史的風致を構成する建造物などの分布

(3) 重点区域の区域

重点区域の区域は、本計画による事業の効果を高めるため、特別史跡を中心に、まち並みの連続性や一体性を考慮しながら、都市計画における市街化区域、遺跡の範囲、道路、河川などの境で設定する。また、今後景観に関する施策を展開する区域も含めて重点区域に設定する。

具体的には以下の区域によって重点区域を定める。

- ① 特別史跡及び歌枕の地（ただし、特別史跡のうち指定地が離れている柏木遺跡は含まない）
- ② 古代多賀城のまち並みが発見されている市川橋遺跡の範囲
- ③ 古代多賀城と歌枕の地を保護顕彰活動してきた市川・八幡地区
- ④ 塩竈街道沿いの南宮・山王地区のうち、歴史的風致を構成する板倉等の建造物が多く分布しているJR東北本線北側の市街化区域と仙台市との行政界までの塩竈街道沿道区域
- ⑤ 市川橋下流の砂押川
- ⑥ 貞山橋から一の橋間の貞山運河



重点区域の境界

3 期待される広域的な効果

これまで本市では、「史跡のまち」や「史都・多賀城」という名目で内外に謳ってきた。しかし、環境の変化や経済状況の転換等により、事業の進捗が進まない状況であった。今回、歴史的風致維持向上計画の策定を契機として、埋蔵文化財以外の分野に関しても積極的に保全と利活用を図ることで、本当の意味での歴史のまちとして成長する絶好の機会を得たと考えられる。

多賀城跡の歴史的建造物の復元及び修景、景観計画の策定、歌枕や貞山運河の魅力創出、さらには新たな歴史的価値を見出しつつある繁柱板倉等の保存活用等を重点区域内で展開することにより、多賀城市特有の歴史的風致が多くの人々に伝えられ、観光集客や郷土愛、誇りの醸成に繋がることが期待できる。

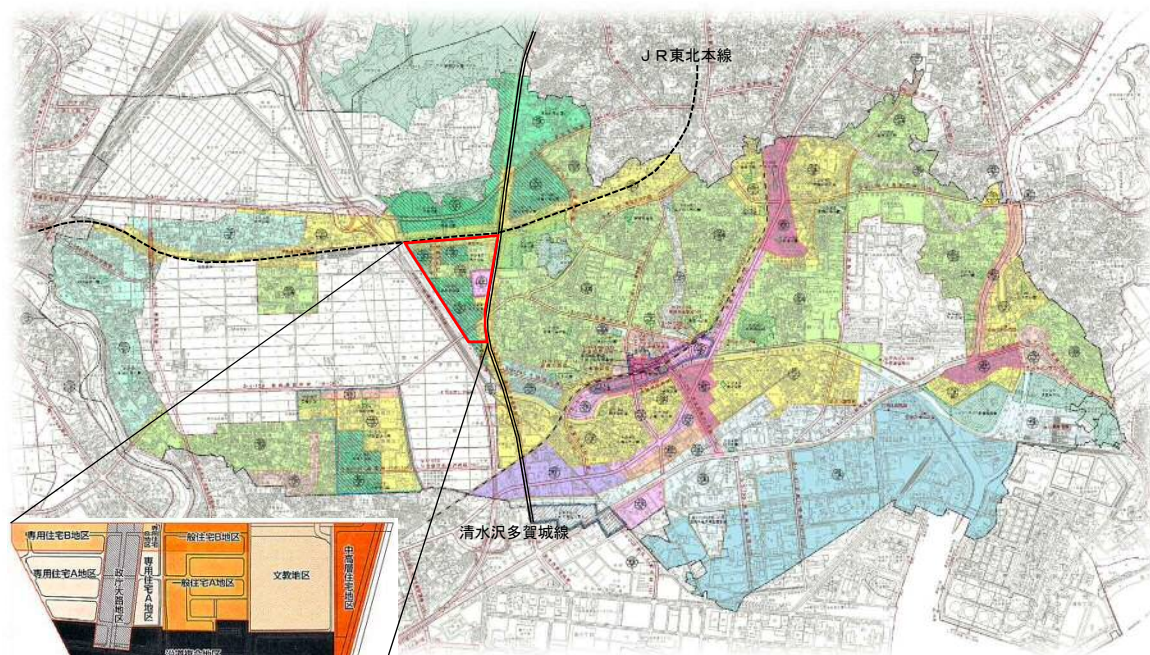
第5章 良好な景観形成に関する施策との連携

1 重点区域における都市計画との連携

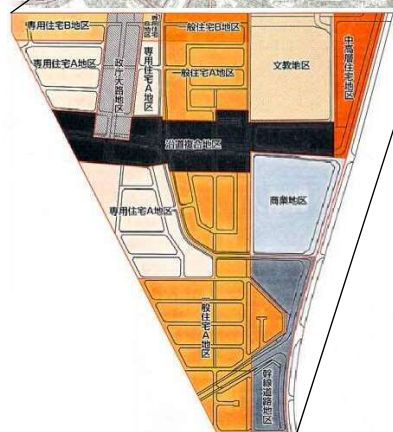
本市の都市計画は全域が仙塩広域都市計画区域に指定されており、そのうち市域の約67%が市街化区域で、約33%が市街化調整区域である。重点区域の都市計画区域区分については、市街化区域が大部分であるが、特別史跡多賀城跡附寺跡周辺の一部が市街化調整区域となっている。

これらの地区のJR東北本線南側の市街地約29.4haは、敷地境界線から建築物までの距離を一定以上確保するような壁面後退や、建物を制限するなどの地区計画を設定し、歴史的な景観や街並みに配慮している。

今後は歴史や風土を活かした魅力ある街並みの創出や、回遊性と賑わいのある市街地形成を図る上で、重点区域内のほぼ全域に高さ規制を設け、さらに都市計画道路清水沢多賀城線や用途地域の見直しなど、良好な市街地が形成されていくよう適切な措置を講じていくこととする。



多賀城市都市計画図



城南地区計画図

2 重点区域における景観計画の活用

本市は本計画策定を契機に、平成23年度より景観行政団体へ移行し、平成27年度に景観計画を策定した。計画策定段階では、景観形成に係る市民とのワークショップなどを開催し、特別史跡多賀城跡附寺跡の歴史的風土、市内に点在する歌枕、江戸時代以来の情緒が感じられる歴史的な景観などを保全していく上で、重点区域を中心に捉え、基準や届出行為等を定めていくこととする。これらの地区では史跡景観に配慮した街並みの形成、歌枕の環境と調和する景観の形成、農村景観の保全など、歴史的風致に配慮した景観形成のための措置を講じる。

さらに、建築物等の色彩の制限については、景観計画において独自に方針を定め、建築物等の規制・誘導を適正に図り、良好な景観形成に努めるものとする。

【山王・南宮地域の景観整備の基本方針】

- 塩竈街道を舞台に繰り広げられる信仰と祭礼が受け継がれ、街道沿いには、江戸時代以来の名所旧跡が今なお残り、街道の佇まいや風景を今に伝える歴史的街道として整備します。
- 塩竈街道に面する住宅外構部は、歴史性豊かな統一感のあるものとします。
- 塩竈街道沿道の歴史的風致を形成している建造物等の保全に努めます。

【城南地域の景観整備の基本方針】

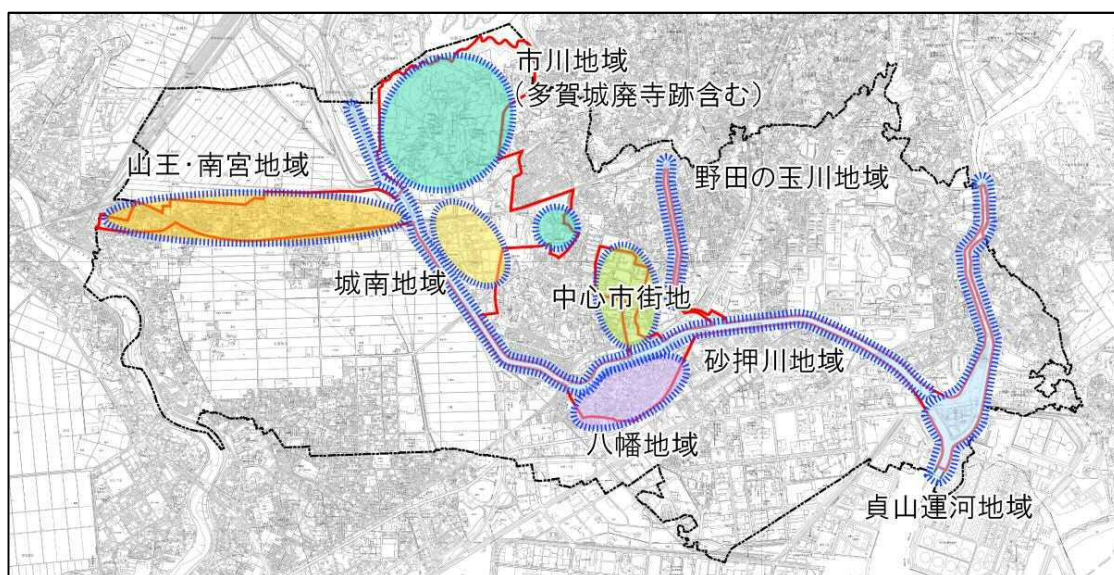
- 多賀城跡に近接した地域であることから、古代多賀城に見る歴史的風致と調和した景観形成に努めます。
- 多賀城市を代表する緑豊かな住環境景観の形成に努めます。
- 歴史が感じられる落ち着いた住環境の形成を図るため、建築物は、周辺環境との調和に配慮します。

【市川地域（多賀城廃寺跡含む）の景観整備の方針】

- 古代都市多賀城は多賀城南門及び南北大路、政庁と南門を結ぶ道路が整備されていることが発掘調査の結果判明しており、古代多賀城を視覚的に捉えるために歴史的風致維持向上計画で政庁-南門間道路整備事業を進め、併せて政庁・南門からの眺望景観を阻害しないように、周辺景観の調和に努めます。
- 塩竈街道沿いは、歴史的風致を形成している建造物や歴史的風致に調和する建造物にするなど、景観形成に努めます。
- 現在進めている遺構の平面表示や遺構を結ぶ園路などの修景整備と、その周辺の景観が、遺構と調和するように努めます。

【野田の玉川地域の景観整備の基本方針】

- 野田の玉川の風情ある水辺景観を守り、水に親しめる景観の維持・向上に努めます。
- 歌枕の地「野田の玉川」に面する住宅等は、歴史的風致に調和した景観形成に配慮します。



【八幡地域の景観整備の基本方針】

- 江戸時代から残る街なみの地割や道路を尊重した景観形成を図ります。
- 末の松山、沖の井など歌枕の地の周辺では、歴史的風致と調和した景観形成に努めます。
- 江戸時代の面影を伝える八幡地区の歴史的風致を形成している建造物の保全に努めます。

【貞山運河地域の景観整備の基本方針】

- 貞山運河の歴史的景観を復元することにより、魅力の創出を図ります。
- 水辺と水際の一体的な景観形成に努めます。
- 貞山運河沿いの家並みでは、水辺と調和した景観形成に配慮します。

【砂押川地域の景観整備の基本方針】

- 砂押川沿いにある歴史文化遺産とそれらの構成要素をつなく「歴史の道」と調和させて、川沿いの建物は、形態意匠、色彩、高さに配慮します。
- 砂押川の水と緑の景観形成を図るため、敷地の緑化に努めます。
- 川に面した屋外広告物は、華やかな色彩は避け、大きすぎないように配慮します。

【多賀城駅を核とする中心市街地の景観整備の基本方針】

- 「文化」があふれ、誰もが気軽に「文化」を感じることができる雰囲気や環境の創出を図ります。
- 本市の玄関口、中心市街地として多くの人々が住まい、集い、にぎわいのある景観形成を図ります。

第6章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

1 文化財の保存・活用の現況と今後の方針及び具体的な計画

市内の指定文化財は27件であり、そのうち重点区域内には国・県・市指定文化財が17件所在している。今後も更なる調査を実施し、文化財保護法に基づく指定等を行い文化財の保護を図っていく。また、市内には埋没したり、価値を見出していない未指定の文化財があることから、それらの文化財について価値付けするための調査を実施し、その結果学術的な価値が認められた場合には指定等の措置を図る。未指定の文化財であっても、本市の歴史を理解する上で欠かせないものであることから、これらについても保護・継承をはかる取り組みを実施していく。

また、これらの文化財を保存し、活用するためには、市全体の文化財について総合的な方針を定めることが必要であり、「歴史文化基本構想」の策定など文化財の保存・活用に関する基本構想を策定する必要がある。

さらに、市内には東北歴史博物館、多賀城市埋蔵文化財調査センター、多賀城史遊館があることから、これらを積極的に活用しながら、本市の歴史を展示・公開し、文化財の周知と文化財保護の啓発を図っていく。

重点区域内には、その中核をなす多賀城跡附寺跡があり、史蹟名勝天然記念物保存法の施行から間もない大正11年（1922）に史跡指定された。

保存事業は、昭和30年代から開始された。昭和35年から始まった多賀城廃寺跡、昭和38年から始まった多賀城政庁跡の発掘調査の成果によって、全国的にも極めて重要な遺跡であることが判明したため、昭和41年（1966）、文化財保護法第109条の定める特別史跡に昇格した。その後、多賀城跡の周辺部で各種開発計画に伴う発掘調査が行われ、多賀城に関連する重要な遺構が相次いで発見されたことから、7度に及ぶ追加指定が行われている。今後も、特別史跡を守るため、保存管理計画を遵守し、関連する遺跡の追加指定等の措置を図る。

また、特別史跡などの文化財を中心に、地域住民と保存・管理・活用を推進していくとともに、文化財を繋ぐルートを整備や広報、拠点施設の整備、市民団体の養成や活動の場の提供などへの支援、板倉、神社・仏閣、貞山運河等の建造物の調査事業を展開させていく。

<重点区域内での事業>

○板倉等調査・保存・活用事業 平成23～32年度

2 文化財の修理（整備を含む）に関する方針及び具体的な計画

文化財の修理（整備）は、調査成果に基づき文化財の価値を損なうことなく実施する必要があり、詳細な調査を実施するとともに、文化財の価値を明確にし、必要に応じ専門家や学識経験者の意見を踏まえて維持向上を図っていく。

現状を変更する事業の実施にあたっては、文化庁や宮城県教育委員会などの関係機関との連携を図りながら、文化財保護法により現状変更許可申請を行い、許可を受けて行う。

重点区域内においては、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画のもと、多賀城南門復元及びその周辺環境の整備、老朽化した既存整備箇所への修復等を実施することで、歴史遺産の価値を深く認識し、史跡に対する市民の理解を促すとともに、地域文化財の拠点として整備活用を推進する。

また、未指定の文化財については、本計画のもと、歴史的風致形成建造物に指定し、修復等への支援を行う。歴史的風致形成建造物の中で調査により文化財としての価値が明らかになった場合には、文化財としての価値に鑑み、保存・活用していくため国の登録文化財への登録などを積極的に実施していく。

—— 特別史跡多賀城跡附寺跡3次保存管理計画の新たな目標と方針 ——

[特別史跡指定地内について]

① 特別史跡の保護・継承と普及

貴重な歴史文化遺産としての学術的・社会的価値及び未来へ保護・継承していくことの意義を明確にし、市民や国民の理解や認知度を高める。

(基本的な施策)

例1：分り易い情報提供システムの構築

例2：生涯学習や学校教育との連携

② 地域に根ざした特別史跡の活用

特別史跡として指定された奈良・平安時代の多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境のみならず、その後の各時代における様々な歴史文化遺産も合わせて活用し、地域文化の育成に寄与する。

(基本的な施策)

例1：多賀城南門・築地の復元や南門～政庁間及び周辺地区の修景整備

例2：新たな歴史文化遺産の掘起しと地域史の形成

③ 自然環境の積極的な活用

多賀城が造営された当時の立地環境（地形形状・湿地 他）という歴史的価値だけでなく、市街地に残る貴重で広大な自然空間としての社会的付加価値についても再認識し、緑地や湿地等、自然環境の積極的な活用を図る。

(基本的な施策)

例1：緑地保全地区での自然体験や学習等、積極的な活用

例2：防災避難場所等としての活用

④ 官主導から市民との協働へ

行政主導の保存管理から特別史跡指定地内住民との共存・共営及び市民との協働による多種多様な保存・活用・管理・運営を目指す。

(基本的な施策)

例1：特別史跡指定地内住民の生活環境の向上と管理・活用への参画

例2：ボランティアガイドやNPO団体の育成

⑤ まちづくりとの連携

社会的ニーズに沿った、計画的・効果的な整備活用及び周辺まちづくりとの相互連携を進め、特別史跡活用の進展及び地域の活性化や質の高い生活環境の形成に貢献する。

(基本的な施策)

例1：中央公園北部を緩衝緑地帯として形成

例2：歴史まちづくり法など、関連事業の活用

[特別史跡周辺地域について]

① 特別史跡と調和した街並形成

周辺地域に居住する人々が歴史を感じ、歴史に親しみながら生活できるまちづくりを推進する。

(基本的な施策)

例1：城南地区南北大路の積極的な活用

例2：市民主体による景観計画や建築協定等の検討

② 歴史環境と生活環境の調和

多賀城跡の南面地域を市民生活地域との緩衝帯として位置付け、歴史的文化的景観と日常的な生活景観が連続し、調和するような緑地空間の形成を図る。

(基本的な施策)

例1：中央公園南部における中間帯としての景観形成の推進

例2：特別史跡来訪者と周辺地域住民双方が利用できるサービス施設等の設置

③ 来訪者への配慮

特別史跡来訪者の歴史への理解と利便性等を高めるため、導入拠点となるサービス施設・拠点へのアクセス・周遊動線他の効果的な配置と整備を行う。

(基本的な施策)

例1：ガイドダンス・展示施設等の設置、ホームページ等によるアクセス案内

例2：特別史跡及び周辺地域の歴史文化遺産を活用したソフト事業の展開

④ 街区空間の装置化

特別史跡関連のイベント（万葉まつり他）を考慮した周辺施設の整備等、歴史文化の育成に対応した周辺景観の形成を図る。

（基本的な施策）

例 1：地域住民のまちづくりやイベント等への参画

例 2：万葉まつり等年中行事に対応したまち並みづくり

[多賀城市及び広域について]

① 特別史跡の位置付けの明確化

多賀城市域全体のまちづくり構想における特別史跡多賀城跡附寺跡を中心とした歴史文化遺産の保護と活用に関する将来ビジョンを提示する。

（基本的な施策）

例 1：第 5 次総合計画における歴史文化遺産の位置付けの明確化

例 2：特別史跡を中心とした歴史文化遺産全般への認知と理解の向上

② 地域間交流の推進

各市町村及び東北地方の歴史文化関連施設との広域ネットワークを形成し、地域間交流の展開等を促進する。

（基本的な施策）

例 1：類似大規模遺跡及び関連施設との共同企画による展示や情報交換等

例 2：日本や世界の都市との姉妹都市締結による文化交流等の促進

<重点区域内での事業>

○多賀城南門復元事業 平成 24～32 年度

○政庁－南門間道路整備事業 平成 29～32 年度

○南北大路整備事業 平成 24～32 年度

○特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業 昭和 45 年度～

3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画

文化財の保存・活用のためには、文化財の存在と価値を広く周知することが重要である。これまでも、東北歴史博物館、多賀城市埋蔵文化財調査センター展示室、多賀城史遊館等で展示公開活動を実施し、文化財の所在を示す公共サインを整備するとともに、文化財の内容が理解できるよう説明板や解説資料等を作成してきた。

今後は、こうした公共サインや説明板等について、一層の充実を図るとともに、文化財を一連のものとして捉えるため、点在する文化財を結ぶためのルートを設定し、必要な整備を行うものとする。また、東北歴史博物館、多賀城市埋蔵文化財調

査センター、多賀城史遊館など既存施設との連携を深め、調査研究・展示公開に努めるなど、文化財の価値を発信し活用に努める。

重点区域内においては、これまでも史跡整備に伴い宮城県により園路などの整備が実施され、また、「歴史の道・詩都景観形成事業」において市民参画によるルート設定などを行い、たがじょう散策マップなどにも掲載してきた。今後は、特別史跡多賀城跡附寺跡の整備計画等と連携を図りつつ、これらのルートについて、便益施設、ガイダンス施設等の設置も考慮しながら、園路整備や修理を実施していくものとする。

<重点区域内での事業>

- 歴史の道詩都景観形成事業 平成25～32年度
- 案内板・情報施設整備事業 平成25～32年度
- 大路広場整備事業 平成28～32年度

4 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画

文化財は単体として成立・存続してきたのではなく、人々の活動を含む多種多様な周辺の環境とともに構成されている。本市は、仙台市近郊に位置し、開発圧力が高い状況であり、文化財の周辺環境の変化が起きやすい状況にある。そのため、都市計画法などによる取り組みを継続的に実施するとともに、重点区域を中心とする景観計画などを策定し、文化財周辺環境のより一層の保全を図る。

また、歴史的風致の維持向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合には、文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮して実施する。

<重点区域内での事業>

- 景観計画策定事業 平成24～25年度
- 無電柱化事業 平成25～32年度
- 歌枕環境整備事業 平成26～32年度
- 塩竈街道修景事業 平成26～32年度

5 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画

多賀城は貞観11年（869）の陸奥国の大地震により、多賀城下まで津波が押し寄せたことが記録に見えるように、度々天災により被害を受けてきた。こういった歴史的な災害を始め、火災などについて、歴史的な側面を広く周知し防災・防犯意識の向上を図るとともに、日常より火の元・施錠の確認等の管理を徹底し、地域コミュニティとも連携し防災・防犯の啓発を図る。自動火災報知器など防火設備の設置に努めるとともに、近隣における既存の消火栓、防火水槽、消火器等の防災設備の位置を明示し、対応していく。

1月26日の文化財防火デーに合わせ、定期的に消防署や地域消防団と連携を図った防火訓練を実施するとともに、地域住民等への防災意識の啓発を強化する。

6 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画

文化財の保護・普及啓発については、市文化財課、多賀城市埋蔵文化財調査センター、多賀城史遊館、東北歴史博物館、宮城県多賀城跡調査研究所がそれぞれの立場で実施しており、今後も各機関と連携を図りながら各種講座、講演会、現地説明会等を実施し、文化財の周知に努め、文化財保護の普及啓発を図る。

重点区域内では、平成5年度に発足した多賀城市史跡案内サークル、平成13年の宮城国体を契機として発足した史都多賀城観光ボランティアガイドが、史跡の案内を実施している。平成20年からは、これらボランティア団体と市が協働で企画した歴史・観光講座を開催している。さらに、平成19年にはNPOゲートシティ多賀城が結成され、史跡での環境整備活動が実施されている。さらに貞山運河に関しては、貞山運河の魅力再発見協議会によりリレーシンポジウムが開催されている。今後は、更なる民間団体の活動と協働で普及啓発を推進するのみならず、歴史的風致維持向上にも努めていく。

<重点区域内での事業>

- 貞山運河魅力創出事業 平成23～32年度
- 史都多賀城 歴史・観光講座 平成20年～
- 出前講座 平成20年～
- 被災文化財保全活動 平成23～25年度
- 多賀城跡歴史体験学習事業 平成23年～

7 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針と具体的な計画

本市には、特別史跡多賀城跡附寺跡をはじめ、43箇所の埋蔵文化財包蔵地が所在し、その面積は市域の約25%に及ぶ。特に、特別史跡多賀城跡附寺跡の周辺には、それと関連して古代の遺跡が広範囲に分布する。これらの埋蔵文化財包蔵地については「多賀城市の文化財（埋蔵文化財編）」を作成して公開し、周知している。

そして、常に現況を把握するとともに、宮城県教育委員会と連携し、開発等に当たっては事前に協議を行い、できるだけ遺構を破壊しないような措置を講じ、その保護に努める。なお、開発行為による届出等の漏れをなくすため、市都市計画課と連携し、開発行為及の事前審査の際には、埋蔵文化財の有無について、市教育委員会文化財課で照会するよう指導している。

やむを得ず、緊急発掘調査を実施する場合にも、記録保存の趣旨に鑑み、適切な発掘調査、報告書の刊行に努め、それらの公開・活用を図る。さらに、緊急発掘調査により保存すべき埋蔵文化財と判断される場合には、史跡指定等などにより保存

を図り、整備・公開することに努める。

これまでも、埋蔵文化財包蔵地の可能性のある場所については、試掘調査等を実施しその把握に努めてきたが、今後も新たな発掘調査の成果により、範囲が広がる可能性がある場合には、試掘調査を実施し随時追加していく。なお、近世以降の埋蔵文化財については、これまでも本市の歴史を鑑み必要に応じて調査の対象としてきたが、今後も歴史的風致の維持・向上を図るため、必要に応じ調査を実施していくものとする。

8 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制

現在、本市における文化財保護行政については、教育委員会文化財課が担当し、特別史跡等指定文化財、文化財の保護全般に関わることについては文化財係、埋蔵文化財の調査・普及啓発事業については調査普及係で担当している。さらに、昭和62年に埋蔵文化財の調査普及公開を目的に埋蔵文化財調査センター、平成19年に文化財資料の保存活用を推進するため、埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）を開設し、体験学習も取り入れて文化財にふれあう場の整備を行っている。

文化財の審議会である多賀城市文化財保護委員会（以下、保護委員会）は教育委員会に設置され、事務は文化財課が担当している。保護委員会は、教育委員会の諮問に応じて、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、答申する。構成は、考古学2名、古代史・近現代史1名、近世史1名、建築史学1名、民俗学1名、郷土史3名、郷土芸能1名の委員数10名である。

また、特別史跡多賀城跡附寺跡についての適切な保存と活用を推進するため、宮城県教育庁文化財保護課、東北歴史博物館、宮城県多賀城跡調査研究所、多賀城市教育委員会文化財課の4者で、多賀城跡連絡協議会を組織し、多賀城市教育委員会が事務局となっている。

今後は、この体制を堅持しながら、地元住民を含めた組織のあり方についても検討し、円滑な文化財の保護・活用を進めていく。

9 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針と具体的な計画

これまで、本市における保存活動に関わっている住民や各種団体は、重点区域内で活動を展開している。

多賀城市史跡案内サークルは、平成2年から始まった史跡ボランティア養成講座を母体に結成され、史跡案内はもとより、学校における歴史教育活動への参加、史跡の清掃活動、機関紙「いしぶみ」の発行など多賀城の魅力発信に貢献している。

史都多賀城観光ボランティアガイドは、平成13年の宮城国体に合わせて結成さ

れ、観光案内所に常駐して史跡案内を実施している。勉強会も定期的を実施するなど、後継者育成を常時行っている。

NPOゲートシティ多賀城は、平成19年に結成され、特別史跡多賀城跡において、散策ルートの設定、史跡の散策ツアー、花の植栽による遺構表示、特別史跡の魅力発信のためのシンポジウムを実施するなど積極的な活動を推進している。

地元の住民で組織されている市川農業後継者クラブ、浮島農業後継者クラブ、史跡管理クラブは、特別史跡多賀城跡の公有地における除草作業を年3～4回実施し維持管理業務の一部を担っている。

多賀城市山王新・花いっぱい推進機構は、平成5年に追加指定された特別史跡山王遺跡千刈田地区において、地元山王区の歴史を学び、情報を発信するため遺構表示を兼ねた花壇の植栽と除草作業を実施している。

大代地区遺跡を愛する会は、地元大代にある特別史跡柏木遺跡や大代横穴墓群での草刈りや清掃業務を実施している。

天室乃会は、八幡地区住民で構成される団体で、歌枕「沖の井」と「末の松山」での清掃活動を実施している。

今後は、このような文化財の保存活用に関わる活動を支援し、情報の提供・人材の育成など協働の体制を育成していく。



NPOゲートシティ多賀城による政庁ー南門間道路の遺構表示

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項

1 基本的な考え方

本市の歴史的風致を維持及び向上させ、後世に継承していくため、下記の項目ごと施策を推進することとする。

(1) 歴史的風致と舞台となっている施設の修理や整備に関する事業

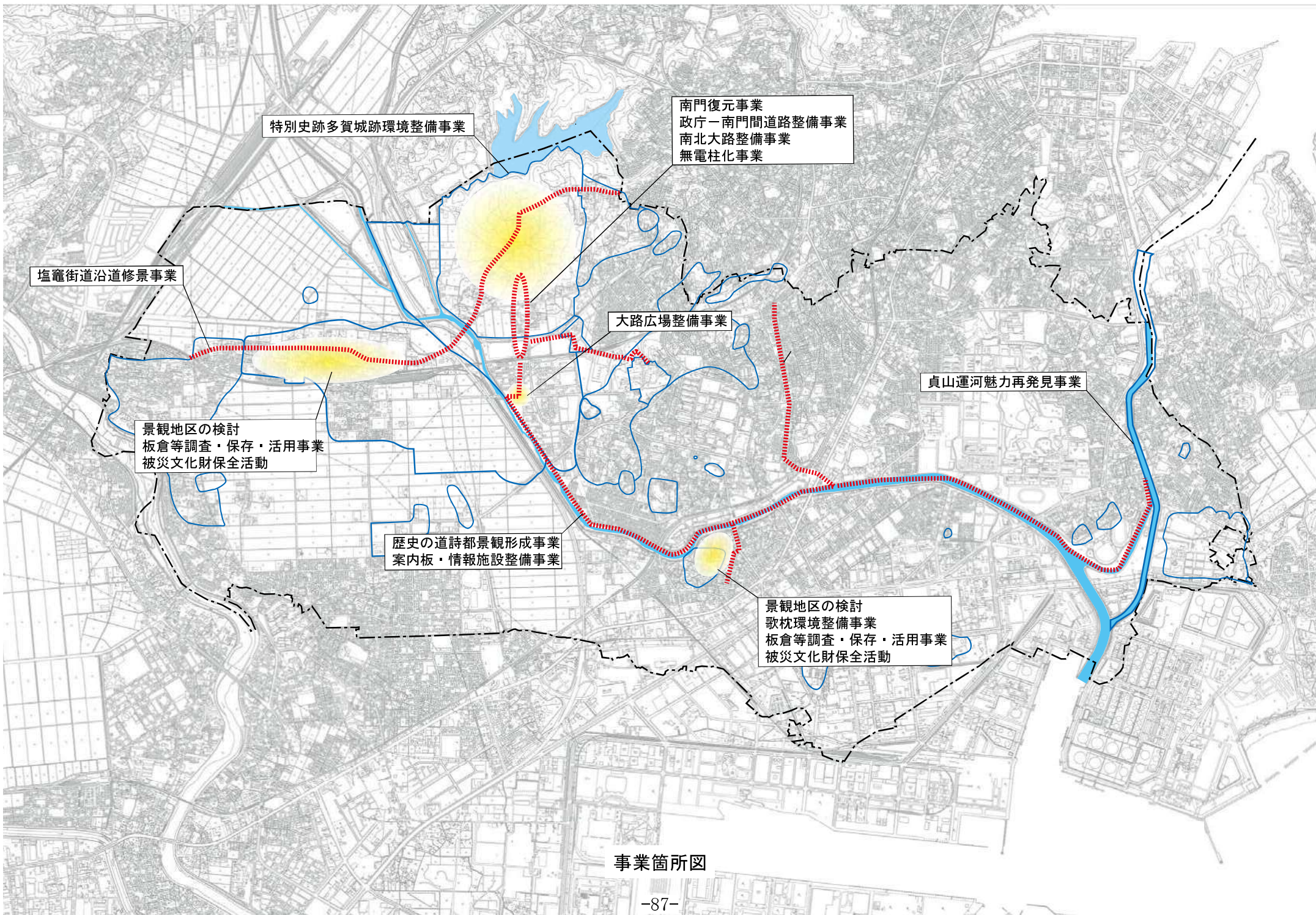
保護顕彰の舞台となっている多賀城跡や歌枕の地について、歴史的風致の風情を一層醸し出すよう、必要となる整備等を実施し、早急かつ適正な保存を行うことによって、市民意識の高揚と歴史認識の向上を推進する。

(2) 歴史的風致の維持向上に資する環境整備に関する事業

多賀城跡や歌枕、塩竈街道を訪れる人々が本市の歴史的風致を享受するとともに、市民一人ひとりが歴史文化そのものを再認識できるよう、道路修景、案内板の整備、景観に対する措置を講じ、良好な市街地の環境整備を実施する。

(3) 文化財の調査・保存・活用に関する事業

歴史的風致を形成している文化財等に関して、まだ解明されていない情報があり、これらを解明し、広く伝えていくことが必要である。市内外の人々へ適切な情報が伝達され、歴史的風致が維持向上するよう、必要な調査の実施と適正な保存と活用を図る。



特別史跡多賀城跡環境整備事業

南門復元事業
 政庁一南門間道路整備事業
 南北大路整備事業
 無電柱化事業

塩竈街道沿道修景事業

大路広場整備事業

貞山運河魅力再発見事業

景観地区の検討
 板倉等調査・保存・活用事業
 被災文化財保全活動


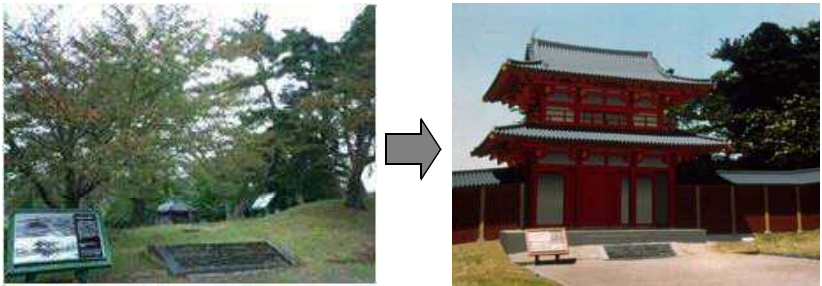
歴史の道詩都景観形成事業
 案内板・情報施設整備事業

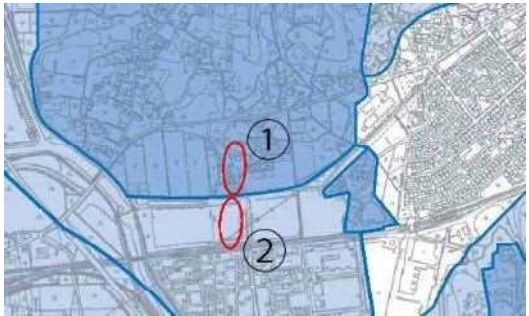

景観地区の検討
 歌枕環境整備事業
 板倉等調査・保存・活用事業
 被災文化財保全活動

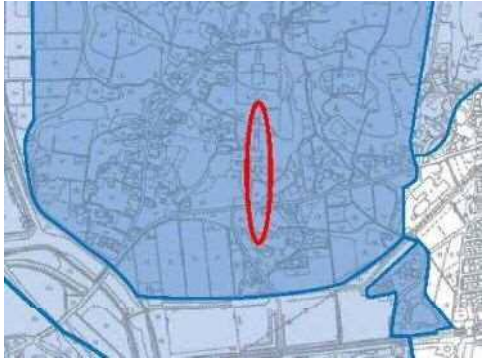
事業箇所図

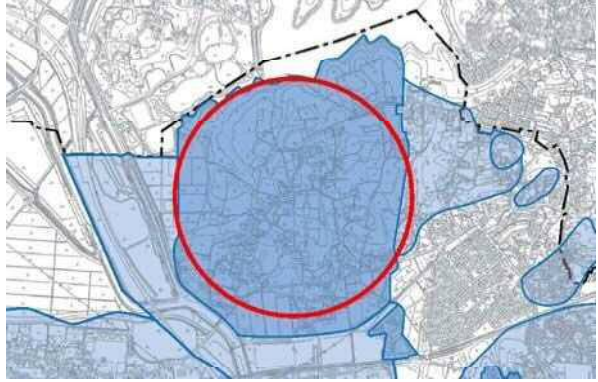
2 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項


(1) 歴史的風致の舞台となっている施設の修理や整備に関する事業

事業の名称	多賀城南門復元事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川地区
事業の概要	<p>歴史的風致を形成している多賀城跡において、これまでの発掘調査成果及び学術的な見地に基づき多賀城南門を復元整備する。</p> <p>なお、復元に関しては多賀城が最も充実していたとされる第Ⅱ期の多賀城南門とする。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>多賀城南門を立体復元することにより、地域住民によって守られてきた多賀城跡への歴史認識が増し、市内外に周知され、多くの人々が多賀城跡に関わる機会が生まれることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p> <p>また、多賀城南門を復元することで、東日本大震災の復興のシンボルとして復興意識の向上に繋がる。</p>  <p style="text-align: center;"> 現況写真 将来イメージ </p>

事業の名称	南北大路整備事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	①史跡等及び埋蔵文化財を活かした観光振興・地域活性化事業 ②社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
事業期間	平成24年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川地区
事業の概要	<p>多賀城南門へ至る南北大路について、発掘調査の成果及び学術的な見地に基づき、幅員17mで整備する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>多賀城南門の復元とあわせ、この道路の整備を実施することにより、古代多賀城の姿が視覚的に捉えられ、地域住民による保護顕彰と市内外の人々の歴史認識が向上することによって歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>  <p>将来イメージ</p>

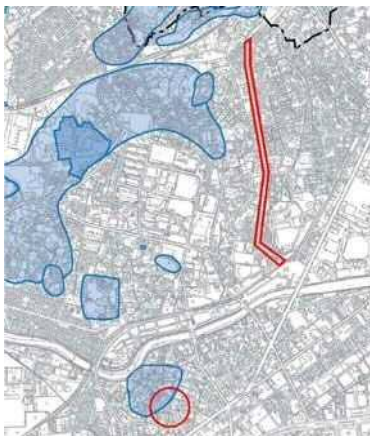

事業の名称	政庁－南門間道路整備事業
整備主体	宮城県、多賀城市
活用する国の支援事業の名称	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業費 史跡等及び埋蔵文化財を活かした観光振興・地域活性化事業
事業期間	平成29年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川地区
事業の概要	<p>歴史的風致を形成している多賀城跡において、その中心部分である政庁と多賀城南門を結ぶ道路を、発掘調査の成果に基づき、幅員13mで整備する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>南北大路の整備とあわせ、この道路の整備を実施することにより、古代多賀城の姿が視覚的に捉えられ、地域住民による保護顕彰と市内外の人々の歴史認識が向上し、古代多賀城の想像を膨らませることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

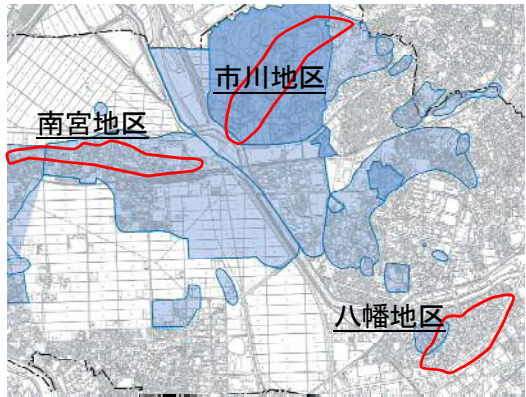
事業の名称	特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業
整備主体	宮城県
活用する国の支援事業の名称	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業費
事業期間	昭和45年度～
事業箇所及び区域	市川地区
事業の概要	<p>歴史的風致を形成している多賀城跡において、年次計画に沿って実施している発掘調査の成果に基づき、遺構等の平面表示や、遺構を結ぶ園路、説明板、修景整備などを実施している。</p> <p>また、東日本大震災により被災を受けた箇所の復旧もあわせて実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>多賀城跡全体を平面表示することにより、古代多賀城の姿が垣間見られ、多賀城跡を保護顕彰の対象としてきた地元住民の活動に一層の拍車がかかり、さらには多賀城の歴史的風致が市内外に広く周知され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	大路広場整備事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成28年度～平成32年度
事業の概要	<p>古代多賀城における方格地割りの基準となる南北大路と東西大路の交差点部分を中心に表示し、併せて古代都市多賀城の説明板を設置する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>多賀城跡の前面に、東西南北の道路による方格地割りが確認され、日本でも稀な古代都市が存在していたことが判明した。その地割りの基準となる南北大路・東西大路の交差点部分を中心に表示を行い、保護顕彰の対象となってきた多賀城跡に対するより深い理解が進み、保護顕彰活動に一層の拍車がかかるとともに、歴史的風致が市内外に広く周知され、維持及び向上に寄与する。</p>

(2) 歴史的風致の維持向上に資する環境整備に関する事業





事業の名称	無電柱化事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川地区
事業の概要	<p>多賀城跡において、歴史的景観を阻害している電線電柱類を地中化し、史跡内の環境整備の一層の充実を図る。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>多賀城跡の歴史的景観と、江戸時代以来の農村風景が調和した良好な歴史的景観が保全され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>  <p style="text-align: center;"> 現況写真 将来イメージ </p>

事業の名称	歌枕環境整備事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）市単独
事業期間	平成26年度～平成32年度
事業箇所及び区域	八幡地区
事業の概要	<p>沖の井について、水質汚濁が著しいため、水環境を改善する整備を実施する。あわせて、沖の井に接続されている水路についても整備を行う。さらに、周辺の住環境を歌枕のイメージに合うよう規制を図り、修景整備を行うとともに、震災により被災した部分の修理も実施する。また、野田の玉川であんどんまつりを実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>沖の井周辺の環境を整備し、修景を整えることで、かつての歌人達があこがれた歌枕の地を取り戻すことに繋がり、あわせて周辺の景観を整えることによって、歴史的風致の維持及び向上に繋がり、風致そのものの普及啓発に繋がる。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  ➔  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 現況写真 将来イメージ </div>

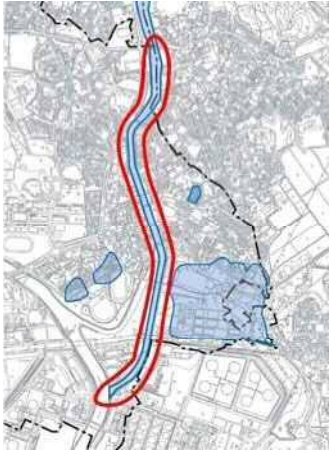
事業の名称	板倉等調査・保存・活用事業
整備主体	個人所有者・多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川・南宮・八幡地区
事業の概要	<p>市川・南宮・八幡地区に古くから存する板倉、石倉、土蔵等は、東日本大震災によって多くが損傷し、解体に一層拍車がかかる状態となった。これら貴重な歴史的建造物を保存していくため、築年、構造、状態等の情報を収集し、歴史的風致形成建造物指定の基礎資料とする。</p> <p>また、所有者が板倉等を改修する場合は、伝統建築技法に則した方法により施工することを奨励し、改修費用の一部を市が助成する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的価値があまり認識されていない「繁柱板倉」を多賀城の農村集落を象徴する歴史的な建造物として位置づけ、東日本大震災の影響による滅失を防ぎ、積極的な保存を奨励し、市内外の人々へ情報発信を行うことで、価値付けと文化財の保存につながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業の名称	景観計画策定事業
整備主体	地区住民・多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成24年度～平成25年度
事業箇所及び区域	市川・南宮・八幡地区を中心とする範囲
事業の概要	歴史的風致を形成している建造物等が存在する地域（市川・南宮・八幡）において、建造物等と調和した市街地を形成するため、建築物の形態・色彩・高さ・外構などの規制を市民との協働で検討する。あわせて、景観法に基づく景観計画を策定する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	東日本大震災の影響によって、無秩序な景観が生まれないように、景観計画によって規制・誘導を図り、秩序ある歴史的な景観のまちづくりを再形成することによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



事業の名称	歴史の道詩都景観形成事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成32年度
事業箇所及び区域	重点区域
事業の概要	<p>重点区域内の歴史文化遺産とそれらの構成要素をつなぐネットワークを「歴史の道」と定義し、それらの、散策路の美装化、案内板の表示、自然景観の保全等を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該事業による「歴史の道」を形成することで、歴史文化をつなぐネットワークが明確になる。また、市内外の人々が多賀城市の歴史資源を容易に身近に感じられるような周辺環境の改善が行われることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p>  <p style="text-align: right;">現在の散策路</p>

事業の名称	塩竈街道修景事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成26年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川・南宮地区
事業の概要	<p>歴史的風致を形成している塩竈街道における道路の美装化、説明板の設置、公共施設（電柱・交通標識・街路灯等）の整備、沿道に存する住宅外構部の修景等を実施し、塩竈街道の歴史を伝える景色を再生させる。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>塩竈街道は、江戸時代以来続く街道としての良さを今に伝える建造物であるが、歴史的な街道として認知されていないのが現状であった。</p> <p>これらについて、修景、説明板の設置等によって、歴史的風致周辺の環境改善と歴史的風致の周知がなされ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>  <p>現在の状況</p>   <p>修景イメージ</p>


事業の名称	案内板・情報施設整備事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 市単独
事業期間	平成25年度～平成32年度
事業箇所及び区域	重点区域全域
事業の概要	重点区域内の建造物等周辺に多賀城市の歴史的風致を示す案内板等をサイン計画に基づき設置し、あわせて文化財等の場所において、その歴史を携帯端末等で情報を取得できる施設の整備を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	案内板や情報施設を整備することで、回遊性の高いネットワークを形成し、歴史的風致を生かしたまちづくりを推進することにより歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業の名称	貞山運河魅力創出事業
整備主体	宮城県、多賀城市
活用する国の支援 事業の名称	市単独
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業箇所及び区域	大代地区
事業の概要	<p>船の運航事業により、貞山運河及びその周辺の歴史や風景を体感してもらうとともに、土木遺産としての調査を実施する。</p> <p>また、東日本大震災によって、石積護岸に甚大な被害が生じたため、これらを往時の形に復元する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>水上から時間をかけて往時の物資輸送を体感し、景色を眺めたり、土木学的・文化財的な調査を実施することで、貞山運河の魅力創出や認知度が高まり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また東日本大震災による復興のシンボルとして、復興意識の向上に繋がる。</p>

(3) 文化財の調査・保存・活用に関する事業

事業の名称	被災文化財保全活動
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 (ミュージアム活性化支援事業)
事業期間	平成23年度～平成25年度
事業箇所及び区域	多賀城市全域
事業の概要	東日本大震災により被災した文化財の状況把握・保全活動において発見した資料の保存措置を講じるとともに、調査報告書を作成し、調査資料の展示・公開を実施する。また、被災文化財保全活動状況を紹介する展示も併せて実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、被災した文化財を保全し、将来に向けて保存・継承するとともに、それらの文化遺産について、公開・活用を図ることで、地域社会の文化的再生及び歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>被災した資料の搬出状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>被災した文化財の調査状況</p> </div> </div>

事業の名称	多賀城跡歴史体験学習事業
整備主体	多賀城市
活用する国の支援事業の名称	市単独
事業期間	平成23年度～平成32年度
事業箇所及び区域	市川地区
事業の概要	<p>特別史跡内において、小学生等に古来からの備荒作物の栽培等を体験してもらうことにより、多賀城の歴史及び災害に対する備えについて学んでもらう。</p>  <p>※備荒作物：凶作に備えるために栽培する植物。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>体験者が多賀城市の歴史的風致・文化財・観光について認識を深めるとともに、将来、歴史文化の保護・継承の担い手となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>  <p>地元小学生による蕎麦刈り取り体験状況</p>

事業の名称	史都多賀城歴史観光講座
整備主体	多賀城市
活用する国の支援 事業の名称	市単独
事業期間	平成20年度～
事業の概要	多賀城市の歴史・文化財・観光についての講座を開催する。
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	<p>講座受講者が多賀城市の歴史的風致・文化財・観光について認識を深めるとともに、修了後も主体的に史跡案内ボランティアに参加するなど、歴史文化の保護・継承の担い手となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>  <p>講座風景</p>

事業の名称	出前講座
整備主体	多賀城市
活用する国の支援 事業の名称	市単独
事業期間	平成20年度～
事業の概要	<p>依頼のあった学校や企業、各種団体へ多賀城の歴史を伝えるため、相手方に出向き講座を実施する。</p>
事業が歴史的風致 の維持及び向上に 寄与する理由	<p>子供達をはじめ、多くの人々が多賀城の歴史を知り、関心や魅力をもつことで、多賀城の歴史に対する意識の高揚と保存への啓発が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <div data-bbox="683 1397 1195 1778" data-label="Image"> </div> <p>小学校での出前講座風景</p>

第8章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物指定の方針

本市では、これまで歴史的建造物について文化財保護法、宮城県文化財保護条例、市文化財保護条例に基づく指定を行い保存、活用を図ってきた。

今後、多賀城市の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している歴史的建造物で、その価値を認められるものについて歴史的風致形成建造物に指定することとする。特に、塩竈街道沿いに展開する神社・仏閣、名所・旧跡、農村集落に見られる板倉等が該当する。また、これらに関連する石造物等の工作物も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、これらの建造物が歴史及び伝統を反映した人々の地域の活動と密接に関係し区域の歴史的風致を形成していることを踏まえ積極的に指定するとともに、指定または登録されていない建造物については、今後詳細な調査を実施した上で、積極的に指定し維持向上を図ることとする。

【歴史的風致形成建造物の指定基準】

歴史的風致形成建造物の指定においては、下記のいずれかに該当するものとする

- (1) 意匠、形態、技術性が優れているもの
- (2) 歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く保全が必要なもの
- (3) 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に必要なもの

【歴史的風致形成建造物の指定対象】

- (1) 国の登録有形文化財、県または市の文化財保護条例に基づく指定文化財
- (2) 伝統的な意匠で建築され、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると市長が認めた建造物
- (3) 正しい歴史的根拠に基づいて復元された建造物

第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致を形成している建造物であり、今後、公開・活用されることによって、歴史的風致の維持向上に寄与することが望まれる。歴史的風致形成建造物の公開にあたっては、歴史及び伝統を反映した活動の場、生活の場を阻害しないよう所有者と合意形成を図った上で実施するものとする。また、維持管理に必要な修理などを行う場合には、文化財調査を実施した上で専門家や学識経験者などの意見を踏まえて実施するものとする。

2 個別の事項

(1) 国の登録文化財及び県・市の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

国の登録文化財、県・市指定文化財となっているものに関しては、それぞれ対応する法律・条例に基づき、現状変更などの行為規制などが既に実施されている。修理に関しては、現状の維持または調査に基づくものを基本とし、公開・活用または防災上の措置について、本質的な価値を損なわない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものについては、文化財に関わる補助制度などを活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、学識経験者などによる技術的な指導を踏まえた上で実施するものとする。

(2) その他の歴史的風致形成建造物の管理の指針

復元建造物や未指定・未登録の建造物については、調査によりその価値を明らかにするとともに、必要に応じて市指定文化財等の指定を行うものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく保存・修理を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し保存に対する協力を求めるものとする。

3 届出不要の行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりである。

- (1) 国の登録文化財について、文化財保護法第64条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- (2) 宮城県指定有形文化財について、宮城県文化財保護条例第11条の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合。

- (3) 多賀城市指定文化財について多賀城市文化財保護条例施行規則第9条第1項の規定に基づく現状変更等承認申請書を提出した場合。

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
1	八幡地区A家石倉		八幡2丁目	
2	八幡地区I家板倉		八幡3丁目	
3	八幡地区I家土蔵		八幡3丁目	
4	八幡地区E家石倉		八幡2丁目	
5	八幡地区E家板倉		八幡2丁目	
6	八幡地区E家土蔵		八幡2丁目	
7	八幡地区O家石倉		八幡3丁目	
8	八幡地区O家板倉		八幡3丁目	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
9	八幡地区O家石倉		八幡3丁目	
10	八幡地区O家石倉		八幡3丁目	
11	八幡地区O家石倉		八幡3丁目	
12	八幡地区K家石倉		八幡3丁目	
13	八幡地区K家石倉		八幡3丁目	
14	八幡地区K家石倉		八幡2丁目	
15	八幡地区G家石倉		八幡2丁目	
16	八幡地区G家石倉		八幡2丁目	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
17	八幡地区S家板倉		八幡2丁目	
18	八幡地区S家板倉		八幡2丁目	
19	八幡地区T家板倉		八幡2丁目	
20	八幡地区T家板倉		八幡2丁目	
21	八幡地区T家板倉		八幡3丁目	
22	八幡地区M家石倉		八幡3丁目	
23	八幡地区M家板倉		八幡3丁目	
24	八幡地区M家板倉		八幡2丁目	





番号	倉名称	写真	所在地	位置図
25	八幡地区W家板倉		八幡2丁目	
26	八幡地区W家板倉		八幡3丁目	
27	浮島地区S家住宅板倉		浮島字後山	
28	南宮地区A家土蔵		南宮字町	
29	南宮地区A家板倉		南宮字町	
30	南宮地区I家板倉		南宮字町	
31	南宮地区I家板倉		南宮字町	
32	南宮地区I家板倉		南宮字町	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
33	南宮地区I家板倉		南宮字町	
34	南宮地区I家板倉		南宮字町	
35	南宮地区I家板倉		南宮字町	
36	南宮地区I家土蔵		〃	
37	南宮地区U家板倉		南宮字町	
38	南宮地区U家石倉		南宮字町	
39	南宮地区U家板倉		南宮字町	
40	南宮地区O家土蔵		南宮字庚申	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
41	南宮地区O家板倉		南宮字町	
42	南宮地区O家板倉		南宮字町	
43	南宮地区K家土蔵		南宮字町	
44	南宮地区K家板倉		南宮字町	
45	南宮地区G家板倉		南宮字町	
46	南宮地区S家板倉		南宮字町	
47	南宮地区S家石倉		南宮字町	
48	南宮地区S家板倉		南宮字町	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
49	南宮地区S家板倉		南宮字町	
50	南宮地区S家板倉		南宮字町	
51	南宮地区S家板倉		南宮字町	
52	南宮地区S家板倉		〃	
53	南宮地区T家板倉		南宮字町	
54	南宮地区T家板倉		南宮字町	
55	南宮地区T家板倉		南宮字町	
56	南宮地区T家板倉		南宮字町	
















番号	倉名称	写真	所在地	位置図
57	南宮地区T家板倉		南宮字町	
58	南宮地区T家板倉		南宮字町	
59	南宮地区H家板倉		南宮字上南宮	
60	山王地区A家板倉		山王字東町浦	
61	山王地区I家板倉		山王字東町浦	
62	山王地区G家板倉		山王字千刈田	
63	山王地区T家石倉		山王字毛上	
64	市川地区K家板倉		市川字丸山	


番号	倉名称	写真	所在地	位置図
65	市川地区K家土蔵		市川字丸山	
66	市川地区K家土蔵		市川字丸山	
67	市川地区K家土蔵		市川字城前	
68	市川地区K家板倉		市川字城前	
69	市川地区K家板倉		市川字五万崎	
70	市川地区K家板倉		市川字五万崎	
71	市川地区K家板倉		市川字坂下	
72	市川地区K家石倉		市川字五万崎	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
73	市川地区K家板倉		市川字五万崎	
74	市川地区K家板倉		市川字坂下	
75	市川地区K家板倉		市川字坂下	
76	市川地区G家板倉		市川字奏社	
77	市川地区G家板倉		市川字奏社	
78	市川地区S家板倉		市川字大畑	
79	市川地区S家土蔵		市川字大畑	
80	市川地区S家板倉		市川字奏社	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
81	市川地区S家板倉		市川字奏社	
82	市川地区S家板倉		市川字奏社	
83	市川地区S家板倉		市川字五万崎	
84	市川地区S家板倉		市川字大畑	
85	市川地区S家板倉		市川字奏社	
86	市川地区S家板倉		市川字奏社	
87	市川地区S家板倉		市川字坂下	
88	市川地区S家板倉		市川字立石	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
89	市川地区T家板倉		市川字城前	
90	市川地区Y家板倉		市川字五万崎	
91	市川地区K家板倉		市川字金堀	
92	高崎地区A家板倉		高崎1丁目	
93	高崎地区S家板倉		高崎1丁目	
94	高崎地区S家板倉		高崎1丁目	
95	高崎地区S家板倉		高崎1丁目	
96	荒脛巾神社		市川字奏社	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
97	つぼのいしぶみ道標		市川字田屋場	
98	末の松山		八幡二丁目	
99	沖の井		八幡二丁目	
100	伏石		市川字坂下	
101	陸奥総社宮		市川字奏社	
102	奏社宮道道標		市川字坂下	
103	多賀神社		市川字六月坂	
104	庚申神社		南宮字庚申	

番号	倉名称	写真	所在地	位置図
105	加瀬沼堰堤		市川字金沢	
106	加瀬沼橋		市川字金沢	
107	加瀬沼取水塔		市川字金沢	
108	喜太郎稲荷		八幡二丁目	
109	南宮地区K家納屋		南宮字町	
110	八幡地区O家納屋		八幡3丁目	
111	八幡地区T家納屋		八幡3丁目	
112	玉川橋梁		留ヶ谷3丁目	

【参考文献】

- ・多賀城町誌編纂委員会『多賀城町誌』
- ・多賀城市史編纂委員会『多賀城市史』
- ・多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書』
- ・塩竈市史編纂委員会『塩竈市史』
- ・仙台市史編さん委員会『仙台市史』
- ・宮城縣史編纂委員会『宮城縣史』
- ・宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報』
- ・宮城県教育委員会『貞山堀運河』 1976年
- ・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁跡 本文編』 1984年
- ・渡辺信夫責任編集『図説宮城県の歴史』河出書房新社 1988年
- ・安倍辰夫・平川南編『多賀城碑—その謎を解く [増補版]』雄山閣出版 1989年
- ・宮城県教育委員会『宮城の古建築—江戸・明治期の建造物』 1992年
- ・入間田宣夫・大石直正編『よみがえる中世7—みちのくの都 多賀城・松島』平凡社 1992年
- ・多賀城市教育委員会『特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画書』 1997年
- ・多賀城市『うるおい・緑・景観まちづくり整備計画』 1997年
- ・多賀城市『史都・多賀城 緑の基本計画 ～史都パークプラン～』 1998年
- ・千葉雄市『宮城県の民族芸能(2)』『東北歴史博物館研究紀要』 2001年
- ・宮城県教育委員会『宮城の近代化遺産』 2002年
- ・河北新報社編集局編『仙台藩物語』 2002年
- ・風待ち研究会『板倉』 2008年
- ・高橋恒夫「宮城県北と岩手県南の繁柱板倉」『近世在方集住大工の研究』中央公論美術出版
2010年
- ・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—発掘のあゆみ2010—』 2010年
- ・多賀城市『多賀城市都市計画マスタープラン』 2013年
- ・多賀城市『多賀城市景観計画』 2015年

【使用図版所蔵一覧】

頁	図版名	資料名	所蔵
9	多賀城外のまち並み		早川和子
13	末松山（奥州仙台名所尽集）	末松山（奥州仙台名所尽集）	東北歴史博物館
13	沖石（奥州仙台名所尽集）	沖石（奥州仙台名所尽集）	東北歴史博物館
17	大伴家持像	紙本着色大伴家持像（上置本三十六歌仙切）	藤田美術館
32	水戸光圀肖像画	水戸光圀肖像画	茨城県立歴史館
32	興の井（奥州名所図会）	興の井（奥州名所図会）	宮城県図書館
33	壺碑を見る芭蕉と曾良	芭蕉翁絵詞伝	義仲寺
34	多賀城古趾の図	多賀城古趾の図	東北歴史博物館
40	明治四十年陸奥総社宮建物配置	神社由緒調（宮城県庁文書）	宮城県公文書館
41	奏者宮（奥州仙台名所尽集）	奏者宮（奥州仙台名所尽集）	東北歴史博物館
41	奏社明神（奥州名所図会）	奏社明神（奥州名所図会）	宮城県図書館
43	七町荒野絵図（留守家文書）	七町荒野絵図（留守家文書）	水沢市立図書館
44	御領分絵図にみえる加瀬沼	御領分絵図	宮城県図書館
44	陸前国市川村絵図にみえる加瀬沼	『陸前国宮城郡地誌』付図市川村	宮城県図書館
46	明治初年市川村絵図	宮城郡市川村絵図	宮城県公文書館
54	御舟入堀（仙台領国絵図（元禄14 = 1701）	仙台領国絵図	宮城県図書館

【使用画像所蔵一覧】

頁	図版名	提供
7	靱痕土器	東京大学総合研究資料館
7	柄香炉	東北歴史博物館
8	多賀城跡	東北歴史博物館
17	坂上田村麻呂像	零羊崎神社
30	多賀城跡で最初に発見された漆紙文書	東北歴史博物館
31	多賀城碑	東北歴史博物館
34	発掘調査開始前の政庁地区（1963年）	東北歴史博物館
36	多賀城政庁跡	東北歴史博物館
48	神輿渡御	個人
49	庚申講の様子	個人
53	運河をゆく漁船	千葉印刷出版
55	昭和初期の海苔養殖の様子	七ヶ浜町立歴史資料館

【使用図版出典一覧】

頁	図版名	出典	発行者
29	政庁建物の変遷	多賀城跡 －発掘のあゆみ2010－	宮城県多賀城跡調査 研究所
30	城内の様子	多賀城跡－発掘のあゆみ－	宮城県多賀城跡調査 研究所
53	貞山運河と御舟入堀の位置	貞山運河ガイドマップ TAO 特別編	国土交通省東北地方 整備局仙台河川国道 事務所